

平成 2 5 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年度各会計歳入歳出決算審査、平成21年定例監査、平成22年行政監査（債権管理について）、平成23年定例監査、平成23年財政援助団体等監査、平成23年度公営企業各会計決算審査、平成24年定例監査、平成24年工事監査、平成24年財政援助団体等監査、平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）、平成24年度各会計歳入歳出決算審査、平成24年度公営企業各会計決算審査及び平成25年定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成25年11月29日

東京都監査委員	高	橋	かずみ
同	野	上	純子
同	友	渕	宗治
同	筆	谷	勇
同	金	子	庸子

目 次

第1 措置の概要	1
第2 措置の進捗状況	14
第3 通知の内容	
平成20年度各会計歳入歳出決算審査	15
平成21年定例監査	16
平成22年行政監査（債権管理について）	17
平成23年定例監査	18
平成23年財政援助団体等監査	21
平成23年度公営企業各会計決算審査	21
平成24年定例監査	22
平成24年工事監査	34
平成24年財政援助団体等監査	35
平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）	45
平成24年度各会計歳入歳出決算審査	47
平成24年度公営企業各会計決算審査	49
平成25年定例監査	51

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、127件の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした677件のうち、596件（88.0%）が改善済みとなった。

なお、今回措置通知の監査種別ごとの内訳は表2のとおりであり、また監査種別ごとの改善措置の内容は、おおむね表3のとおりである。

（表1）措置状況

（単位：件）

措置対象 A	改善済み			改善中 A-D
	前回まで B	今回通知 C	計 D=B+C	
677	469	127	596	81

（表2）今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別	件数	小計	
定例監査	平成21年	1	94
	平成23年	5	
	平成24年	15	
	平成25年	66	
工事監査	平成24年	1	
行政監査	平成22年	2	
	平成24年	4	
財政援助団体等監査	平成23年	1	14
	平成24年	13	
各会計歳入歳出決算審査	平成20年度	1	19
	平成24年度	13	
公営企業各会計決算審査	平成23年度	1	
	平成24年度	4	
合 計		127	

(表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
1 定例監査・工事監査・行政監査		
(1) 工事	27	○積算誤りの再発防止を図ったもの(P. 3) ○管きょ維持補修工事に係るチェック体制を強化したものの(P. 4)
(2) 業務委託	5	○旅券窓口の待ち時間減少に向け、仕様書を見直したものの(P. 5)
(3) 契約事務	22	○医薬品の共同購入において、履行確認の適正化を図ったもの(P. 6) ○過去の実績を踏まえた契約電力に改め、経費節減を図ったもの(P. 6)
(4) 会計・経理事務	7	○支出科目の誤りを防止するため、事務手続を見直したものの(P. 7)
(5) 収入管理 ・滞納整理	9	○債権管理システムを改修し、調定金額の正確性を確保したものの(P. 8)
(6) 財産管理	8	○未利用地の利活用に向け、分類を精査したものの(P. 9) ○建物の利活用に向け、全庁的に情報交換の促進を図ったもの(P. 9)
(7) その他	16	○授業料免除を適正に行うよう改善したものの(P. 10) ○安全確保に係る情報を伝達する始業灯を、適切な場所に移設したものの(P. 10)
小計	94	
2 財政援助団体等監査		
(1) 会計・経理事務	5	○研究費に係る事務について適正化を図ったもの(P. 11)
(2) その他	9	○利用者満足度調査の調査方法を改善したものの(P. 12)
小計	14	
3 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査		
(1) 財産の登載 ・会計処理	17	○財産に関する調書への登載誤りを修正したものの(P. 13)
(2) その他	2	○長期間現金を保管することのないよう、速やかな調定・納入を行うようにしたものの(P. 13)
小計	19	
合計	127	

1 定例監査・工事監査・行政監査

(1) 工事

○ 積算誤りの再発防止を図ったもの

平成24年工事監査 No. 27 (P. 34)

指摘の概要

教育庁の中部学校経営支援センターは、都立大泉桜高等学校の特別教室及び諸室の照明設備改修を行っていた。

工事の積算について、庁の定めた単価表では、照明器具に内蔵されている安定器の交換工費の単価には、交換する安定器の取付費のほか、既設安定器の撤去費が含まれている。

しかしながら、安定器の交換工費の積算に当たり、本工事に必要のない照明器具本体の撤去費を計上しているため、積算額約140万円が過大なものとなっている。

措置の概要

教育庁の営繕課では、平成25年6月に、各学校経営支援センターの技術職員等を対象に開催した「営繕技術連絡会議」において、工事マニュアルを活用した起工・契約・施工等の研修を実施し、再発防止の徹底を行った。また、庁基準の改正等で疑義が生じた場合は、同課への照会を受け付ける旨を確認した。

中部学校経営支援センターは、同年7月に営繕課講師を招き、指摘事例集を活用した誤積算防止研修を行い、職員の知識向上に努めた。さらに、センター内で解決できず、営繕課に問い合わせた内容については、その結果をパーソナルコンピュータの共有フォルダ内に保存し、センター内で共有するようにした。

○ 管きよ維持補修工事に係るチェック体制を強化したもの

平成25年定例監査 No. 119 (P. 78)

指摘の概要

下水道局は、本管、取付管などの管路施設を緊急又は迅速に補修するため、管きよ維持補修工事契約を締結しているが、北部下水道事務所及び西部第二下水道事務所において、次のとおり、適切でない事例が見受けられた。

- ① 処理経過を明確にするためマニュアルで作成するよう定められている受付処理票が作成されておらず、受付日や調査依頼内容、場所等が明確になっていない。その結果、緊急又は迅速に補修する必要がある工事であることが確認できない。
- ② 工事に係る道路使用許可の条件として、交通誘導員の配置が必要であるにもかかわらず、一部において交通誘導員を配置していない。
- ③ 特記仕様書で、請負者は施工の指示を受けてから着手すべきと定められているにもかかわらず、指示日以前に道路使用許可申請が行われている、又は指示日以前に施工されている。
- ④ 完了検査の根拠となった工事写真からは、使用した材料の数量が確認できない、又は施工日を確認できない。

措置の概要

下水道局は、各事務所・出張所への説明会を実施し、各事務所等においてチェック体制を強化するよう注意喚起を行うとともに、本庁職員による内部チェックを実施した。

また、①については、受付処理票の作成に加えて、業務履歴システムに立会の状況や指示内容・処理完了までの経過を案件ごとに記載するよう周知を行った。

(2) 業務委託

○ 旅券窓口の待ち時間減少に向け、仕様書を見直したもの

平成24年定例監査 No. 12 (P. 22)

指摘の概要

生活文化局の都民生活部は、旅券窓口における旅券（パスポート）の申請受付・交付に係る業務を委託しており、業務区分ごとの各窓口の待ち時間について、仕様書により、サービス基準として定めている。

ところで、申請受付窓口の待ち時間については、「サービス基準」により、「繁忙期・最繁忙期」には午前15分、午後30分以内、「通常期・閑散期」には終日15分以内と設定されているが、新宿の窓口における待ち時間を見たところ、「繁忙期・最繁忙期」の最大待ち時間は約61分、平均は約27分であり、期間中（38日）のうち15日についてサービス基準で定める30分を超過していた。また、「通常期・閑散期」の最大待ち時間は約46分、平均は約19分であり、期間中（185日）のうち114日についてサービス基準で定める15分を超過している状況が確認できた。

部は、旅券申請窓口業務委託契約において、受託者に「サービス基準」の履行を徹底させ、都民サービスの更なる向上に取り組む必要がある。

措置の概要

都民生活部は、パスポート受付件数は時期により変動が大きいことを踏まえ、受託業者がその多寡に応じて効率的な体制を執れるよう、仕様書の「サービス基準」の一部改正を行った。

また、受託者に「サービス基準」で定める標準対応時間を遵守させるため、最繁忙期・繁忙期における対応窓口及び人員の増に対応できるよう予算を確保した。

この結果、平成25年度において、最繁忙期・繁忙期における待ち時間は減少し、サービス基準を達成している。

(3) 契約事務

○ 医薬品の共同購入において、履行確認の適正化を図ったもの

平成25年定例監査 No. 80 (P. 61)

指摘の概要

病院経営本部において、一括して契約している医薬品の購入契約においては、各病院が医薬品会社に発注し、検収を行い、納品があったときは、各病院は、納品書を本部に送付することとなっている。

しかし、納品書に検査日等が記載されていない、本部に送付した納品書と病院控えとの間で日付や検査日が相違しているなど、履行確認が十分に行われていなかった。

措置の概要

病院経営本部は、平成25年6月開催の用度係長会において、共同購入に係る履行確認を適正に行うよう指導するとともに、サービス推進部の担当者が各病院を巡回して直接点検を実施した。

また、部は、履行完了の確認に当たり、病院事務担当者への発注日程の確認、提出された納品書の納品日及び検査日が仕様内容及び契約事務規則に反していないことの確認などを確実に行った。

○ 過去の実績を踏まえた契約電力に改め、経費節減を図ったもの

平成25年定例監査 No. 101 (P. 69)

指摘の概要

東京消防庁本部庁舎の契約電力は1,100kWであるが、平成20年以降の月別最大需要電力の実績は1,000kWであり、平成23年3月に発生した東日本大震災以降は、さらに節電に取り組んだ結果、最大876kWとなっていた。

過去の最大需要電力実績を踏まえ、仮に契約電力を100kW引き下げると、年間約169万円の経費節減が可能である。

措置の概要

東京消防庁は、平成25年5月の契約更改時に東京電力株式会社との電気供給契約の見直しを行い、契約電力を900kWに引き下げた。

(4) 会計・経理事務

○ 支出科目の誤りを防止するため、事務手続を見直したもの

平成25年定例監査 No. 67 (P. 54)

指摘の概要

生活文化局は、所属年度、支出科目、支出金額等を調査し、支出命令書を発行する収支命令者を局及び所に、また、支出命令書の審査を行う特別出納員を本庁各部については総務部に、各所については各所の庶務担当課に置いている。

しかしながら、支出命令の執行状況について見たところ、

- ① 消費生活総合センターは、実験実習講座用機材を少額支払の資金前渡により購入した際、支出科目を「一般需用費」とすべきところ、「負担金補助及交付金」としており、支出を適正に行うべきであった。
- ② 消費生活部は、印刷契約を締結した際、支出科目を「一般需用費」とすべきところ、「役務費」として支出していた。

部は、総務部に置かれた局の収支命令者に対し、適正に支出依頼を行うべきであり、収支命令者においても、適正に調査を行う必要があった。また、総務部は、特別出納員に審査を適正に行わせ、誤りが認められた支出命令書を収支命令者に返付させるべきであった。

措置の概要

消費生活総合センター及び消費生活部は、当該支出について、科目更正を行った。

また、消費生活総合センターは、支出状況に係る科目別記録簿を作成し、管理を徹底するとともに、収支命令者及び特別出納員が毎月の精算時に管理状況を確認できるよう書類を回付するなど、支出に係る事務手続の見直しを行った。

総務部は、平成25年4月に任命した収支命令者及び特別出納員に対し、収支命令書に係る調査・審査を適正に行うよう周知徹底するとともに、平成25年6月に事務担当者に対する説明会を開催し、適正な支出事務を行うよう周知徹底を図った。

(5) 収入管理・滞納整理

○ 債権管理システムを改修し、調定金額の正確性を確保したもの

平成22年行政監査 No. 4 (P. 17)

指摘の概要

福祉保健局は、介護福祉士等修学資金貸与金の未収金について、修学資金システムで個人別に管理し、その情報を、定期的に総額で管理する財務会計システムに引き継いでいる。調定額の修正などに伴い変更が生じる場合には、適宜、両システムにおいて必要な入力を行うこととしている。

しかしながら、修学資金システムは、単年度の調定額の集計ができないことから、財務会計システムの調定金額との突合ができておらず、入力誤りを防止できない。

措置の概要

介護福祉士等修学資金貸与金の調定事務については、平成22年3月に修学資金システムを改修し統計機能を付加した。それ以降、最低月1回、調定額の確認を継続して行い、財務会計システムと修学資金システムの数値を合致させている。

(6) 財産管理

○ 未利用地の利活用に向け、分類を精査したもの

平成24年行政監査 No. 43 (P. 46)

指摘の概要

財務局は、所管する未利用地を、「利用計画財産」と「売却可能財産」に分類しており、毎年状況を確認した上で分類の見直しを行うこととしているが、「利用計画財産」の一部に、現時点で利用計画がないもの、利用計画の策定から長期間経過しているものなど「売却可能財産」に分類すべきものが見受けられた。

また、「売却可能財産」の一部に、現時点で売却等に向けた問題点が特段見当たらないにもかかわらず、十分な利活用が図られていないものが見受けられた。

措置の概要

財務局は、財産の状況を把握し、実態に即した分類変更を実施するとともに、利活用に当たり支障が解消した財産については、売却に向けて整理をした。

○ 建物の利活用に向け、全庁的に情報交換の促進を図ったもの

平成24年行政監査 No. 44 (P. 46)

指摘の概要

財務局は、都の行政財産等に対する総合的な調整を行っており、未利用の土地については、各局から報告させ、利活用等について継続的に管理している。

しかしながら、建物については、未利用地に付随する空き庁舎などに関する情報は継続的に把握しているものの、全庁を網羅した利活用可能な空き床情報の収集、利用希望の照会は、随時行うにとどまっており、継続的な情報交換を促進する仕組みとして十分なものとはなっていない。

措置の概要

建物に関する未利用情報について、各局に対し、平成25年4月1日時点での建物・床の空き状況調査を実施した。調査結果については、各局に通知するとともに、全庁的なデータベースに掲示し、情報提供を行った。

(7) その他

○ 授業料免除を適正に行うよう改善したもの

平成24年定例監査 No. 15 (P. 25)

指摘の概要

青梅看護専門学校及び府中看護専門学校における授業料の減免事務を見たところ、市から給付される高等技能訓練促進費等給付金について、申請者に十分な聞き取り調査を行っていなかったことから、適正に収入認定しておらず、その結果、減免の要件を満たさない3名に対して、授業料の免除を行っている。

措置の概要

各看護専門学校において、平成25年2月に授業料免除の取消を行うとともに、再度適正な授業料減免審査を行った。その結果、免除していた授業料（合計31万8,900円）を請求し、徴収した。

また、このような事象が繰り返されないよう、医療政策部は、取扱要綱等の内容を改正した。

○ 安全確保に係る情報を伝達する始業灯を、適切な場所に移設したもの

平成25年定例監査 No. 127 (P. 83)

指摘の概要

教育庁の中央ろう学校は、始業灯を教室等の天井に設置し、中学部授業開始(緑)、高等部授業開始(黄)、火災発生(赤)及び不審者侵入(青)があった場合には、所定の色を点灯させることで、安全確保にかかる情報を、聴覚に障害のある生徒に伝達している。

しかしながら、個別学習室(8室)では、固定されている生徒用机の後方、生徒の頭上に当たる位置に始業灯が設置されており、生徒の視界に入らず、情報が正確に伝わるようにはなっていないことから、適切な場所に移設する必要がある。

措置の概要

教育庁は、平成25年7月、中央ろう学校の各個別学習室に設置されている始業灯を、児童・生徒の視野に入る位置に移設した。

2 財政援助団体等監査

(1) 会計・経理事務

○ 研究費に係る事務について適正化を図ったもの

平成24年財政援助団体等監査 No. 28 (P. 35)

指摘の概要

公立大学法人首都大学東京は、研究費を支出するに当たり、特段の理由がある場合には、3万円以上の案件についても、特例的に教員による立替払を認めているが、

① 特段の理由があるとは認められないにもかかわらず、3万円以上の案件について、立替払を行っている事例

② 立替払後の精算は速やかに行うこととしているにもかかわらず、精算に3か月以上かかっている事例

が複数認められた。

措置の概要

法人は、平成25年1月、理事長が全教職員に対して注意喚起文を送付するとともに、首都大学東京教育研究審議会において、学長が注意喚起を行った。これを受け、コース長会議や教授会の場を通じ、適正な事務処理について具体的な周知徹底を行った。

また、会計事務担当職員に対しては研修を実施し、会計関係の規程等を厳守すること、研究費の立替払については特例であることを周知徹底した。

法人を管理する総務局は、上記の改善措置について確認を行い、対象案件の全てが適正に事務処理されていることを確認した。

(2) その他

○ 利用者満足度調査の調査方法を改善したもの

平成24年財政援助団体等監査 No. 37 (P. 42)

指摘の概要

指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営においては、指定管理業務の履行状況及びサービスの実施状況等を確認するとともに、利用者満足度をチェックし、その結果を管理運営業務に反映していくことが必要であることなどから、原則として、全ての施設で利用者アンケート（利用者満足度調査）を実施することとしている。

東京港埠頭株式会社が指定管理により運営している公園のうち、お台場海浜公園ほか2公園については、対面による利用者満足度調査を実施しているものの、それ以外の公園についてはホームページ上にアンケート画面を設けるにとどまり、結果として回答がなかったことが見受けられた。

これは、客観性・信頼性を担保するため、公園利用者数に応じた一定数の確保に努めるよう求めた港湾局の通知にも合致しておらず、また、会社自らがアンケートの実施により積極的に利用者満足度を把握するとしていた平成23年度事業計画書記載内容にも合致しないものとなっている。

会社は、適切に利用者満足度の調査を行うとともに、局は、公園の特性や利用状況に応じて調査対象や項目等を適切に設定するなど、より有効な調査結果が把握できる調査方法を検討する必要がある。

措置の概要

局は、海上公園指定管理者月例会において、利用者満足度調査の実施について指導するとともに、緑道公園等、利用者の満足度の把握が困難な公園については、調査方法に多様性を持たせるなど、有効な調査結果を得るための対策を講じるようあわせて指導した。

会社は、公園内でのアンケート用紙の配布やホームページ上でのアンケート画面設置に加え、公園内に設置する「ご意見箱」又は郵送によるアンケートの回収を実施し、調査方法の多様化を図った結果、平成25年4月から6月までの間に270枚のアンケートを回収した。

3 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査

(1) 財産の登載・会計処理

○ 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの

平成24年度各会計歳入歳出決算審査 No. 45、47～49、51～57

(P. 47、48)

総務局など8局は、財産に関する調書において、

- ・土地の過大登載（2件）、登載漏れ（1件）
- ・建物の過大登載（9件）
- ・出資による権利の登載漏れ（1件）
- ・物品の過大登載（17点）、登載漏れ（2点）

があったため、財産管理のシステムに修正入力を行った。

(2) その他

○ 長期間現金を保管することのないよう、速やかな調定・納入を行うようにしたもの

平成24年度公営企業各会計決算審査 No. 61 (P. 50)

指摘の概要

交通局において、交通事業会計に係る収入について見たところ、開示請求に係る収入として22万5,890円が営業外未収金に計上されていた。

これは、開示請求に係る手数料として平成24年4月6日から平成25年3月28日までの間に受領した72件の現金を総務部内の金庫に保管していたものであり、年度末にまとめて調定手続を行い、平成25年4月8日に金融機関へ納入している。

本来、局は、収納すべき収入の金額が確定した都度、調定する必要があったにもかかわらず、年度末に一括して調定を行っており、また、その現金を長期間保管し、翌年度に納入したことは、適正でない。

措置の概要

総務部は、平成25年7月以降、開示請求に係る手数料が発生する都度、速やかに調定・納入している。

また、再発防止に向け、担当課内会議において、交通局会計事務規程に則し、厳正に行うよう再度周知徹底した。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。

今回、通知を受けた件数は127件（指摘：125件、意見・要望：2件）であり、残る81件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

（表4）措置の進捗状況

（単位：件）

区分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成20年度 各会計歳入歳出決算審査	平成21.7.16 ～平成21.8.28	指摘	15	14	1	0
		意見・要望	1	1	—	—
		計	16	15	1	0
平成21年 定例監査 (平成20年度執行分)	平成21.1.16 ～平成21.8.28	指摘	123	122	1	0
		意見・要望	9	9	—	—
		計	132	131	1	0
平成22年 行政監査 (債権管理について)	平成22.8.23 ～平成23.1.13	指摘	21	17	2	2
		意見・要望	2	2	—	—
		計	23	19	2	2
平成23年 定例監査 (平成22年度執行分)	平成23.1.7 ～平成24.1.26	指摘	77	72	4	1
		意見・要望	3	2	1	0
		計	80	74	5	1
平成23年 財政援助団体等監査	平成23.9.1 ～平成24.1.26	指摘	71	62	1	8
		意見・要望	3	1	0	2
		計	74	63	1	10
平成23年度 公営企業各会計決算審査	平成24.6.1 ～平成24.9.6	指摘	4	3	0	1
		意見・要望	2	1	1	0
		計	6	4	1	1
平成24年 定例監査 (平成23年度執行分)	平成24.1.6 ～平成24.9.6	指摘	127	91	15	21
		意見・要望	6	4	0	2
		計	133	95	15	23
平成24年 工事監査	平成24.1.17 ～平成25.1.10	指摘	28	27	1	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	28	27	1	0
平成24年 財政援助団体等監査	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指摘	57	37	13	7
		意見・要望	—	—	—	—
		計	57	37	13	7
平成24年 行政監査 (土地及び建物の運用・管理について)	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指摘	17	4	4	9
		意見・要望	—	—	—	—
		計	17	4	4	9
平成24年度 各会計歳入歳出決算審査	平成25.7.16 ～平成25.9.3	指摘	16	—	13	3
		意見・要望	—	—	—	—
		計	16	—	13	3
平成24年度 公営企業各会計決算審査	平成25.6.3 ～平成25.9.3	指摘	4	—	4	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	4	—	4	0
平成25年 定例監査 (平成24年度執行分)	平成25.1.7 ～平成25.9.3	指摘	91	—	66	25
		意見・要望	—	—	—	—
		計	91	—	66	25
合 計	計	指摘	651	449	125	77
		意見・要望	26	20	2	4
		計	677	469	127	81

（注）件数については、一つの指摘が複数の局（団体）にある場合、局（団体）ごとに件数を数えている。

第3 通知の内容

[平成20年度各会計歳入歳出決算審査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	福祉保健局	債権について	<p>① 債権8,095万7,694円（看護師等修学資金貸与金7,727万4,280円ほか3件）が過大に計上されている。</p> <p>② 債権1億9,515万666円（土地売払代金）が計上漏れとなっている。</p>	<p>① 看護師等修学資金貸与金を除く3件、368万3,414円については、平成21年度上半期の債権増減異動通知書により会計管理局長へ報告した。</p> <p>看護師等修学資金貸与金については、平成17年度まで遡って関係書類の精査及び局システムにおける更正処理を行ったところ、平成25年3月末時点で2,722万9,547円の過大計上であったため、平成24年度下半期の債権増減異動通知書における修正により、債権残高と局システムにおける残高の一致を図った。</p> <p>② 計上漏れであった土地売払代金1億9,515万666円について、平成21年度上半期の債権増減異動通知書により会計管理局長へ報告した。</p>

[平成21年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	港湾局	事故機の撤去に向けた取組を有効に行うべきもの	<p>調布飛行場において、平成15年に発生した飛行機同士の接触事故により損壊している小型軽飛行機（以下「事故機」という。）が、監査日現在、所有者に引き取られておらず、飛行場に停留されたままであり、また、管理事務所が徴収すべき使用料の滞納額合計が148万5,969円（平成15年度から平成20年度までの分）となっている。</p> <p>当該停留について、所は、事故機の所有者に対して事故機の撤去と使用料支払の督促等を再三行ってきたものの、平成20年に一部（36万7,740円）の支払を受けた後は一切支払を受けていない。また、事故機撤去についても書面により要請しているが、所有者はこれに応じていない。</p> <p>所は、事故機の所有者に対して空港の使用停止を命じるなど、事故機の撤去に向けた取組を有効に行われたい。</p>	<p>指摘後、事故機の所有者が死亡し、相続人の存在・不存在が不明となった。そのため、平成24年12月11日に那覇家庭裁判所に相続財産管理人選任申立てを行い、平成25年3月15日に選任された。</p> <p>平成25年6月5日付けで相続財産管理人から請求申出の催告書が送付されたため、平成25年7月24日付25港島調第96号により、滞納使用料について債権届出書を提出した。</p> <p>また、事故機の撤去については、今後、裁判所から航空機処分の許可を受け次第、相続財産管理人により撤去が行われることとなっている。</p>

[平成22年行政監査（債権管理について）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
3	都市整備局	<p>税外収入徴収簿としてのデータの正確性を担保すべきもの （移転資金貸付金）</p>	<p>東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号）は、税外収入の徴収状況を財務会計システムに登録できない場合は、税外収入徴収簿を備えて、税外収入の整理をしなければならないとしている。</p> <p>局は、移転資金貸付金徴収システムにより、移転資金貸付金の納入通知書の発行から収入未済管理までを管理していることから、システムは税外収入徴収簿の機能を備えていなければならない。</p> <p>しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 更新履歴を残さずに、納入情報を削除、訂正を行う仕様となっているため、正確な収入情報の履歴を保持する保証がない。 ② 平成22年7月に提供元がサポートを終了した基本ソフトウェア（OS）で稼働していることから、使用できなくなる危険がある。 ③ 外部媒体で保存しているバックアップデータは最新の情報が1か月前の収入情報であり、収入経過等の全記録を保持することができない。 <p>などから、システムは税外収入徴収簿として必要な機能を備えているとはいえない。</p> <p>局は、税外収入徴収簿としてのデータの正確性を担保されたい。</p>	<p>OSの更新については、平成23年4月に行った。今後も、サポート時期に応じて、OSの更新等を適切に行っていく。</p> <p>また、システムから帳票を出力し、出力した帳票により納入通知書の発行から収入までを管理するよう改善することで、税外収入徴収簿としての機能を担保した。</p>
4	福祉保健局	<p>調定に係る事務を適切に行うべきもの （介護福祉士等修学資金貸与金）</p>	<p>局は、介護福祉士等修学資金貸与金の未収金について、修学資金システムで個人別に管理し、その執行情報等を、定期的に財務会計システムに引き継ぎ、調定額の修正などに伴い、金額に変更が生じる場合には、適宜、両システムにおいて必要な入力を行うこととしている。</p> <p>ところで、両システムの調定額について見たところ、修学資金システムは債権額全額を把握する機能しかなく、単年度の調定額の集計ができないことが認められた。このような状況では、単年度ごとの正確な金額が把握できず、財務会計システムの調定金額との突合が出来ないこととなり、適切でない。</p>	<p>介護福祉士等修学資金貸与金の調定事務については、平成22年3月に修学資金システムを改修し統計機能を付加したことで、それ以降、最低月1回、調定額の確認を行い、財務会計システムと修学資金システムの数値を合致させている。</p> <p>なお、関係書類精査の上でも原因不明であった過年度分の不突合については、平成25年9月24日付25福保生地第708号にて、財務会計システム128万4,530円の減額処理を行い突合させた。</p>

〔平成23年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
5	都市整備局	使用期間の延長について適切に取扱うべきもの	<p>第一区画整理事務所及び第二区画整理事務所では、区画整理事業の区域内に居住・営業する者のうち、換地に居住等が可能となるまでの間、仮の住居等に移転することが困難な者に対し、仮設住宅等（住宅、倉庫、店舗・事務所等）を設置し居住等の用に供している。</p> <p>仮設住宅の使用期間は、東京都土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項（1）により、所定の移転及び工事期間の範囲内で所長が定めた期間としており、この期間、仮設住宅を使用する費用は、規則第6条及び要綱第9条により無償としている。</p> <p>一方、要綱第8条第3項では、正当な理由により使用者が使用期間の延長を申し出た場合には、使用期間を延長できるとしている。</p> <p>ところで、新住居の完成が大幅に遅延するなど個人の事情により、使用期間が延長される場合について見たところ、第一区画整理事務所では有償としているのに対し、第二区画整理事務所では無償としていることが認められた。</p> <p>これは、個人的事情で延長された使用期間の取扱いについて、根拠基準等がないことから、両事務所において取扱いが異なるものとなったものであり、所管の市街地整備部は、基準等を再整備し有償、無償の区分を明確に定める必要がある。</p>	<p>使用期間延長の抑制措置として、個人的事情等で延長された使用期間の使用に対して費用負担を求める内容で要綱の改正及び要綱を補足する運用指針の制定を行い、平成25年4月1日から施行した。</p> <p>具体的には、要綱上、使用許可期間を過ぎてなお使用者が仮設住宅の明渡しをしない等の場合には、使用者が東京都施行土地区画整理事業の損失補償基準等に基づく家賃相当分の費用を支払うよう定めた。</p>
6	福祉保健局	利用者負担金等に係る債権を適正に管理すべきもの	<p>利用者負担金等については、納期限までに納付しない者に対して、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和39年条例第135号）等により、納期限経過後20日以内に督促状を発行して督促し、その督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定することとされている。</p> <p>障害者施策推進部では、児童福祉施設、知的障害者援護施設及び身体障害者更生援護施設の合計21施設に係る利用者負担金等の徴収に係る事務を行っているが、利用者負担金等の収入未済について見たところ、監査日（平成23.6.3）現在、収入未済（平成23.3.31現在）1,208件、2,966万2,464円のうち、1,184件、2,555万3,406円分について、部は「納付のお知らせ」を送付しているものの、所要の要件を備えた督促状を送付していない。</p>	<p>平成22年度末の利用者負担金等に係る債権については、平成25年9月現在、指摘の1,184件全てにおいて滞納整理を進め、納入件数が148件、分割納入中が303件、不納欠損処理が73件、不納欠損予定が10件となっている。</p> <p>残る650件についても既に督促を行っているところであり、今後とも、適正に債権管理を行い、滞納整理事務を進めていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
7	産業労働局	使用者負担金について公平、効果的かつ効率的な滞納整理を行うべきもの	<p>商工部は、創業者を支援するため、低廉な家賃でオフィスを提供し、経営支援等を行う創業支援施設（インキュベーション施設）を運営している。</p> <p>部は、インキュベータオフィスの使用貸借契約（平成12年度から平成21年度まで実施）に基づく共益費及び光熱水費等の使用者負担金を毎月徴収していたが、退去時まで滞納が継続し、退去時に保証金による充当を行っても解消できなかった未収債権に対する滞納整理を行っている。</p> <p>この滞納整理について見たところ、7件（滞納額計157万5,073円）について、①定期的な督促状の送付を繰り返すのみで、電話、臨戸を行うなど適時適切な催告等を行っていない、②郵便物が未達、返戻されているにもかかわらず所在調査を行っていない、③滞納者に対して分割納入及び一部納入等の適切な納付交渉を行っていない、など公平、効果的かつ効率的な滞納整理を行っておらず適切でない。</p>	<p>滞納整理について財務局の指導を受け、債務者の最新の状況を確認した結果、平成24年4月に1件5万6,214円が回収に至った。</p> <p>残る6債務者に対しては、催告書の送付、住民票などの調査を行ってきたところである。</p> <p>その後、平成25年8月までに、5債務者に対して臨戸を実施し、うち4債務者と納付交渉を行い、1債務者の所在が判明しなかった。</p> <p>住民票調査などから、債務者の死亡が判明した1債務者については、債権管理相談会に掛け、財務局と協議の上、処理を進めているところである。</p> <p>今後とも、債務者に対して継続的な納付交渉を行うなど、公平、効果的かつ効率的な滞納整理を行っていく。</p>
8	産業労働局	受講奨励金返還金に係る徴収努力を公平かつ効果的に行うべきもの	<p>雇用就業部は、低所得者層の生活安定に向けた正社員への就職にチャレンジする者に対して、職業訓練を受講する機会を提供し、要件を満たした者に対し、受講実績に応じて受講奨励金（就職チャレンジ支援事業受講奨励金）を支給しているが、平成20年度12月生1名については、支給対象要件の適用外だったことが判明したため、既に支給した奨励金の返還を平成21年3月に求めている。</p> <p>ところで、当該返還金に係る滞納整理について見たところ、部は、①納付意思の確認や資力調査を行っていない、②分割納付及び一部納入等の納付交渉を行わないまま、滞納者の申出により履行期限の延長処分を繰り返している、など徴収努力を公平かつ効果的に行っておらず適切でない。</p>	<p>当該返還金については、督促の実施、自宅の訪問、資力調査、納付交渉等を行ってきた結果、平成25年2月7日の状況確認・分割納付交渉の文書に対して、少額ではあるが分納に応ずる旨の回答があった。</p> <p>それを受け、主税局徴収部とも相談した上で当面1年間の分納を認めることとし、平成25年6月分から平成26年5月分までの1年間、月額5千円、納期を毎月末とし、分納を開始した。平成25年6月から8月分まで、納期限内に納付がなされている。</p> <p>なお、本奨励金については、平成23年度で事業終了しているため、新たな債権は発生しない。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
9	交通局	事業所内の理髪室の廃止に向けて	<p>局が管理している事業所には、理髪室が10か所設置されている。</p> <p>これらの理髪室に係る行政財産の使用について、資産運用部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び東京都交通局公有財産規程（昭和39年交通局規程第17号）により、Jからの使用許可申請を適切と認めており、職員部は、これらの理髪室を、職員の福利厚生施設として所管し、Jと理髪業務委託契約を締結した契約業者が、理髪室を運営することとしている。</p> <p>この理髪室について、職員部は、職員の福利厚生目的にとどまらず、企業側から見た場合にも、職員の身だしなみ整正に資することから、行政財産の適切な使用であると説明するが、真にやむを得ない状況にあることには、問題点があるものと考えられる。</p> <p>職員部には、事業所に設置されている理髪室の廃止に向けて検討することが望まれる。</p>	<p>各契約業者と平成24年度末での廃止に向け調整した結果、全10か所中9か所を平成25年3月末で廃止した。</p> <p>残る1か所についても、1年間限りの暫定営業とする条件で同意しており、平成25年度末に全廃となる見込である。</p>

〔平成23年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
10	生活文化局 (公益財団法人東京都 歴史文化財団)	債権管理 を適正に行 うべきもの	<p>公益財団法人東京都歴史文化財団が指定管理業務を行っている東京文化会館において、監査日(平成23.9.9)現在、平成22年度分のAに係る附属設備使用料等239万1,442円が滞納となっていることが認められた。この債権について、財団は、催告を行うなど債権管理事務を適正に行ってきたとしているものの、滞納されて以来約6か月間の交渉記録が確認できない状況となっていた。</p> <p>このような状況となっているのは、財団が債権管理に関するマニュアルを整備していないことが要因であることから、財団は、滞納となっている個別債権の速やかな回収に向けて適切に取り組むとともに、債権管理全般にわたる基本マニュアルを作成し、債権管理を適正に行われたい。</p>	<p>財団は、債権回収に積極的に取り組み、公認会計士による会計指導・外部監査や弁護士に対する個別相談を行いながら、マニュアル素案による支払督促申立を実施した結果、本件債権については239万1,442円全額を回収した。</p> <p>また、滞納債権全般についても、江戸東京博物館においては全額を回収し、東京文化会館においても残高を1万5千円にまで圧縮することができた。</p> <p>素案の有効性が確認できたので、これを基本として、平成25年7月10日、債権管理全般にわたる基本マニュアルとすることとした。</p>

〔平成23年度公営企業各会計決算審査〕

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
11	交通局	決算書における透明性のより一層の確保について <交通事業会計>	<p>平成24年3月29日付けの東京電力株式会社プレスリリース「資金援助の内容等の変更申請について」を見たところ、原子力損害賠償支援機構に対して、原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号)の規定に基づき、株式の引受けによる払込金額は総額1兆円となることを希望して、資金援助の内容等の変更申請(資金交付額の変更及び株式の引受けの申請)を行っている。</p> <p>このような状況を踏まえ、交通局が調製する決算書において透明性をより確保するため、保有する有価証券のうち東京電力株式会社については、より分かりやすい説明が必要であるものと認められる。</p> <p>局には、決算書における透明性をより一層確保することが望まれる。</p>	<p>東京電力株式会社も含めた有価証券の保有状況については、地方公営企業法等を踏まえ、決算参考書として決算書に記載している。</p> <p>現在、東京電力株式会社の株式については、監査結果時から状況が大きく変化しており、市場価格も帳簿価格を上回っていることから、特別に記載が必要とは考えていない。</p> <p>公営企業会計制度改正により、平成26年度以降、当株式は時価を帳簿価格とし、評価差額はその他有価証券評価差額として貸借対照表の資本の部に計上する。</p>

[平成24年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
12	生活文化局	旅券申請窓口業務における「サービス基準」の履行を徹底させるべきもの	<p>都民生活部は、旅券窓口における申請受付・交付事務について、受付件数の多寡に応じた効率的な体制を執ること、申請者の待ち時間をできるだけ少なくすることなど、都民サービスを確保することを目的として、平成13年度から旅券（パスポート）の申請受付・交付に係る業務を民間に委託している。</p> <p>都民サービスが効率的・効果的に実施されているかを確認するため、委託契約の仕様に示される申請事務の流れを見たところ、部は、契約の仕様として、業務区分ごとに各窓口で確認に要する待ち時間等、都民サービスに係る基準（以下「サービス基準」という。）を設けていた。</p> <p>ところで、申請受付窓口部分の待ち状況については、「サービス基準」により、「繁忙期・最繁忙期」には、午前15分、午後30分以内、また、「通常期・閑散期」には、終日15分以内と設定されているが、業務日誌を基に、新宿本課における毎日の最大待ち時間を見たところ、「繁忙期・最繁忙期」の最大は約61分、平均は約27分であり、期間中（38日）で15日についてサービス基準で定める30分を超過している。同様に、「通常期・閑散期」の最大は約46分、平均は約19分であり、期間中（185日）で114日が15分を超過している。</p> <p>しかしながら、部は、申請者を最混雑時には長時間待たせているという実態があることについて知りながらも、具体的に「サービス基準」の遵守の徹底をし、速やかに都民サービスを向上させようとする動きには結び付けていなかった。</p> <p>部が、本件契約の目的として、都民サービスの向上のため、「受付件数の多寡に応じた効率的な体制を構築する」と仕様に明記しているにもかかわらず、契約で定める「サービス基準」が確実に履行されていないことは、適正でない。</p> <p>部は、受託者に「サービス基準」の履行を徹底させ、都民サービスの更なる向上に取り組まれない。</p>	<p>部は、平成25年度の契約締結に当たっては、パスポート受付件数は時期により変動が大きいことを踏まえ、受託業者がその多寡に応じて効率的な体制を執れるよう、仕様書の「サービス基準」の一部改正を行った。</p> <p>これに合わせ、受託業者に「サービス基準」で定める標準対応時間を遵守させるよう、最繁忙期・繁忙期における対応窓口及び人員の増に必要となる予算を確保した。</p> <p>この結果、平成25年度においては、対前年度比で最繁忙期・繁忙期における待ち時間は減少し、サービス基準を達成している状況にある。</p> <p>なお、今回の改善措置により、受託者とも連携を図りながら、「サービス基準」を履行し、都民サービスのさらなる向上に繋げていける体制を整えた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13	都市整備局	都営住宅等管理業務委託契約代金に係る概算払を適切に行うべきもの	<p>都営住宅経営部は、都営住宅等の円滑かつ良好な維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）との間で、「東京都営住宅等管理業務委託に関する契約」を締結している。</p> <p>本件委託契約に係る代金の支払については、部は、公社が毎月提出する請求金額算出表により事業に係る資金残高及び支払予定額を精査した上で、翌月分の委託料を概算で支払い、年度末に精算することとしている。</p> <p>ところで、公社が提出した各月の請求金額算出表を見たところ、5月末以降、23億から78億余円もの委託料の執行残（現金残高）が認められた。また、部は、当月内に執行予定であるという公社の報告をそのまま承諾し、公社の資金計画を十分に検証しないまま当初の計画どおりに委託料を支払っていることが認められた。</p> <p>公社から局に請求金額算出表が提出されるのは毎月20日頃であり、月末までの間に数十億円を執行する見込みがないにもかかわらず、部が、委託料の執行残が増加を続けている実態を看過し、公社の資金計画を十分に検証せずに公社の請求金額算出表を承諾していることは、適切でない。</p> <p>部は、業務委託契約代金に係る概算払に当たっては、委託料の執行残を確認するとともに、このような事態が再発しないよう、受託者が報告する執行予定を精査して、その執行を適切に行われたい。</p>	<p>平成24年度は、執行計画書等の作成の際に、支払実績と残高を踏まえた執行計画となるように精査し、また支払の際は、請求金額算出表を用い、公社への既支払額と今後支払予定額を適切に把握した上で、支払を行った。</p> <p>平成25年度についても、適切に計画の精査を行い、支払手続を実施している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
14	福祉保健局	委託料の精算に係る審査を適正に行うべきもの	<p>医療政策部は、都民からの保健医療に関する相談や医療機関案内等のために、東京都保健医療情報センターを設置しており、当該業務を財団法人東京都福祉保健財団に委託している。</p> <p>部は、平成23年度の当該業務の精算額を1億2,327万7,288円として確定させており、残額の197万7,712円を財団から返納させている。</p> <p>これについて、当該精算額の確定に関する書類を確認したところ、普及啓発に要する経費の項目については、財団から提出された精算額が0円であり、部もこれを適正と認めて確定させている。</p> <p>しかしながら、監査日以降、部が詳細に事実を調査したところ、財団が普及啓発に要する経費の項目に含めるべき「事業概要の印刷代10万9,620円」を誤って管理運営費に含めていたことが判明した。</p> <p>本件については、返納額の変更こそ無かったものの、精算額の確定に当たっては、精算内訳書の内容審査及び項目ごとの履行確認を十分に行うことが必要であるにもかかわらず、①普及啓発に係る経費の振り分けが不適切であったこと、②契約書に基づく積算内訳よりも精算額が過大となった項目について、その理由等の把握・確認が不十分であったことから、適正な内容審査、履行確認が行われていたとは言い難い状況となっている。</p> <p>部は、計画（積算内訳）と実際の履行との差異が生じた場合に、その理由及び計画の変更について、財団から書面での報告を行わせるなど、委託料の精算に係る審査を適正に行われたい。</p>	<p>対応策として、これまでの適宜報告に加え、都と財団との定期連絡会（四半期ごと）を開催し、情報共有を図ることとし、平成24年8月2日に平成24年度第1回連絡会を実施した。</p> <p>平成24年度の運営委託料の状況については、財団から、平成25年2月19日、1月末決算見込みの状況と差異理由書の提出があり、確認を行った。また、同年3月8日付けで当初の計画と実際の履行との差異について、その理由と計画変更の協議書の提出があり、内容が適正であることを確認し、変更を認めた。</p> <p>その後、平成25年5月2日付けで平成24年度運営委託料の精算に係る書類の提出があり、履行状況をもとに審査し、金額を含め、大きな変更がなかったことを確認した。（平成25年5月13日決定、委託料の額1億2,525万5,000円、精算額1億2,482万9,355円）</p> <p>今後も、財団と定期連絡会を開催し、内容の把握を着実に行うとともに、必要に応じて、計画変更の書面提出を指示し、審査を適正に行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
15	福祉保健局	都立看護専門学校授業料の減免を適正に行うべきもの	<p>青梅看護専門学校及び府中看護専門学校において、授業料の減免の許可事務を見たところ、申請者に対する聞き取り調査を十分に行っておらず、市からの給付金（高等技能訓練促進費等給付金、月額14万1,000円）の支給について把握できないまま、平成23年度前期授業料の免除を行っていた。</p> <p>このうち、青梅看護専門学校の1名については、減免申請書の収入欄に、「その他」として記載があったものの、聞き取り調査を十分に行っていなかった。</p> <p>また、府中看護専門学校の2名については、減免申請書の提出時点で市に対し給付金の申請を行っており、その後、平成23年4月に遡り給付金を支給されていることを、聞き取り調査等を行わず把握していなかった。</p> <p>両看護専門学校は、授業料の減免を適正に行うとともに、免除となった授業料（3名、計31万8,900円）を徴収されたい。</p> <p>また、このような事象が生じた原因は、収入認定額に含めるべき給付金等について給付予定「申請中等」を申請書に記載するように求めていないことや、給付予定のその後の確認方法を示していないなど、取扱要綱等の内容不備も一因であることから、医療政策部は、減免申請書の審査が十分に行えるよう、取扱要綱等の内容を改正されたい。</p>	<p>平成24年度末に該当者3名については、平成25年2月26日付24青看学第485号及び平成25年2月27日付24府看学第966号にて、授業料免除の取消を行うとともに、再度適正な授業料減免審査を行い、免除となった授業料（31万8,900円）を請求し、徴収した。</p> <p>また、このような事象が繰り返されないよう平成25年3月27日付24福保医人第2538号により、取扱要綱等の内容を改正した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
16	福祉保健局	契約事務に係る指導を適切に行うべきもの	<p>局では、総務部が、契約を締結する各部所に対して、契約方法や事務手続に遺漏等が無いよう、指導を図っている。部は、これまでに、契約事務規則等に則った契約事務処理を目指し、「契約事務の手引き」の作成、研修会の実施や自己検査の活用等、様々な形で各部所に対し、指導・助言を行ってきたとしている。</p> <p>ところで、各部所において締結された随意契約を見たところ、複数の部所において、複数の随意契約を取りまとめることにより競争入札とすることが可能となっている事例が認められた。最小のコストで最大のパフォーマンスを得る行政を実現するためには、入札により価格競争性を発揮してコスト縮減を図れるものは、その可能性を最大限探すべきであるにもかかわらず、複数の部所において、このような状況となっていることは、部の指導が不十分なためであり、適切でない。</p>	<p>福祉保健局総務部では、「契約事務の手引き」の作成や自己検査等を活用し、事業所の契約事務に対し指導・助言を行ってきた。</p> <p>今回の件を受け、自己検査の際にまとめられる契約はまとめるように引き続き指導するとともに、適正な契約締結手続で行うよう、平成24年9月13日付24福保総契第266号にて通知を発出し、周知徹底を図った。</p>
17	福祉保健局	薬品の購入に当たり効率的かつ経済的な契約方法に改めるべきもの	<p>健康安全研究センターでは、業務に必要な各種薬品（検査キット含む。）の購入について、平成23年度は、1億5,690万5,491円を支出しており、購入に伴う契約方法は、見積競争による随意契約で行っている。</p> <p>センターにおける薬品購入の流れを見たところ、1週間ごとに各研究科から購入を希望する薬品のリスト、数量が用度係に提出され、それを用度係で分類し、取りまとめて、随意契約を行っている。このため、薬品関係の年間契約件数が156件にのぼっている。</p> <p>また、契約案件の中には、同時期に契約し、見積者が重複している事例もあり、これらの予定価格をそれぞれ合算すると160万円を超えることから、本来であれば、競争入札により契約締結すべき案件となっている。</p> <p>ところで、購入すべき薬品については、突発的に必要な検査等を除けば、通常検査等のために年間で使用する薬品リスト、数量は過去の実績等により想定できるものであることから、例えば、契約方法を年間の単価契約や四半期ごとにまとめた契約などに改めることにより、事務量が軽減されるほか、スケールメリットによる購入額の削減も期待できる。</p> <p>センターは、薬品の購入に当たり、効率的かつ経済的な契約方法に改められたい。</p>	<p>前年度に引き続き、単価契約を積極的に活用するとともに、平成25年度は見積競争等による随意契約方式で行っていた契約について案件の集約化を図り、競争入札に準じた契約方式を活用し、契約事務の効率化を図った（平成24年度上半期の契約65件全てが随意契約によるものであったが、平成25年度上半期は、入札に準じた契約方式による契約件数が35件となった。）。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
18	病院経営本部	<p>公務災害等の認定請求手続を適切に行うべきもの <多摩総合医療センター></p>	<p>都立病院では、診療報酬に係る保険者負担分を、社会保険診療報酬支払基金等に、原則として翌月に請求している。また、公務災害等で認定決定がされていないなど請求の要件を満たしていないものは、基金等へ請求できないため、要件が整うまで未請求分として管理している。</p> <p>ところで、多摩総合医療センターが管理する未請求診療報酬の保留状況を見たところ、監査日現在、公務災害等の手続中であることを理由に、診療月から1年以上経過している案件が68件、64万1,157円あることが認められた。</p> <p>これらの患者は、当該病院の医師や看護師など病院職員であるため、手続の状況を確認したところ、①被災職員が公務災害申請書類等を提出しない、②公務災害申請後、基金等からの確認事項に対して未回答の状況が継続している、など、公務災害の認定請求手続が適切に行われていない状況が認められた。</p> <p>また、公務災害等の補償を受ける権利は、被災から2年間で時効となり消滅するが、時効の経過後も自費診療への切替え等の手続をとらず、公務災害扱いのまま請求保留になっている事例や、非常勤職員が患者の労働災害について、当初より自費請求すべき案件を、公務災害扱いで保留にしたまま被災職員が退職し、請求保留の状態が継続している事例も認められた。</p>	<p>指摘のあった68件のうち、7件については申請手続を完了し、61件については自費診療への切替を行った。</p> <p>あわせて、公務災害が発生した場合には、下記のような手続により請求漏れを防いでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公務災害の手続について、職員周知を図る。 ② 毎月、公務災害状況リストを医事課と庶務課で突合し、請求情報の共有化を図る。 ③ 医事課は認定証が提出されたかどうかを毎月確認し、認定書類が提出されない職員については毎月、庶務課に通知する。庶務課はリストをもとに、職員から申請書類が提出されているかどうかをチェックし、提出されていない場合は職員に提出を促す。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	中央卸売市場	債権管理に係る滞納整理事務を適正に行うべきもの	<p>食肉市場における滞納整理事務について、</p> <p>① 食肉市場は、Cに対する行政財産使用許可の取消を行い、東京地方裁判所に建物の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めて提訴し、使用料相当損害金として合計249万3,153円（監査事務局試算）の支払命令を得た。</p> <p>この債権について、管理部及び食肉市場は、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）により、債務名義のある都の私債権については、適正に督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき、強制執行等の必要な手続を執るべきと定められているにもかかわらず、このための手続を行っていなかった。</p> <p>② 光熱水費分については、Cに光熱水費分の負担金28万6,971円（平成20年9月分～平成23年1月分）の滞納があったことから、管理部は、平成23年10月25日、文書による催告を行っている。</p> <p>しかしながら、その後もCからの支払がないにもかかわらず、管理部及び食肉市場は、東京都債権管理条例等により定められている督促等の必要な事務を一部行っていないかった。</p>	<p>管理部は、請求金額や請求方法等についての総務局との調整を平成25年7月31日で終了した。債権管理においては、財産調査の結果、債務者の資産が乏しく強制執行手続を実施しても、回収が見込めず経費のみが掛かることから、債務者に対する請求を継続して行うこととした。</p> <p>その後、部は請求金額や請求方法等を整理し、「債権管理に係る事務処理について」により、食肉市場に対して通知した。</p> <p>平成25年9月17日、食肉市場は使用料相当額について、また、管理部は光熱水費の滞納分について、請求書と納入通知書を同封の上、配達証明郵便で債務者に請求した。</p> <p>今後も東京都債権管理条例に則り、適切に督促を行うなど滞納整理事務を適正に行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
20	建設局	歳入に係る事務処理を適正に行うべきもの	<p>河川部は、東京都公有財産規則第29条第2項の規定に基づく行政財産の使用許可に係る使用料の徴収事務、また、規則第34条に基づく普通財産の貸付けに係る貸付料の徴収事務を行っている。</p> <p>ところで、使用料等の歳入に係る事務処理について見たところ、以下のとおり不適正な事例が認められた。</p> <p>① 行政財産の使用許可における使用料の徴収方法は、東京都行政財産使用料条例第6条により、「使用を開始する日までにその全額を徴収する。」と規定されているが、両国待合所の使用許可及び排出ガス測定室用土地の使用許可について、行政財産の使用開始の翌日以降に使用料の調定を行っている。</p> <p>② 普通財産における貸付料の調定について、東京都会計事務規則第22条において「歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、水上バスの貸付について、直ちに調定を行っていない。</p>	<p>① 平成25年度分の両国待合所に係る使用料の徴収については、平成25年2月22日に歳入調定を行い、同年3月29日に納付された。</p> <p>排出ガス測定室用土地の使用許可については、平成25年2月28日に歳入調定を行った。納付については、東京都行政財産使用料条例第6条ただし書きの規定に該当することから、使用許可日以降、速やかに納付させることとし、同年4月19日に納付された。</p> <p>② 平成24年度の水上バスの貸付料の調定については、平成24年3月30日に徴収すべき歳入の金額が確定した後、平成24年4月18日に歳入調定を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
21	港湾局	効果的、効率的な運用を行うべきもの	<p>都では、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、船員又は港湾労働者（以下「船員等」という。）の休泊所等の福利厚生を増進するための施設を設置している。東京港管理事務所は、法に基づき船員用厚生施設として都が整備した東京海員会館（以下「会館」という。）をAに対して使用許可を行い、Aは船員用厚生施設として運営を行っている。</p> <p>現在の海員会館は、従前まで運用していた晴海海員会館（客室数109室）と浜松町海員会館（客室数30室）を廃止し、2会館分を統合した施設として平成21年11月に新たに整備したものであり、港湾経営部は、現会館の客室数を139室として設計した。</p> <p>ところで、平成23年度における会館の稼働率について見たところ、60.6%となっており、震災の影響を受けない平成22年を見ても、暦年における会館の稼働率は60.0%である。これは、観光庁が公表しているビジネスホテル平均稼働率と比較して低いものとなっている。</p> <p>部及び所は、Aに対し稼働率の向上に向けた目標数値やその達成のための具体的な取組を求めるとともに、稼働率の分析、検証を行い、必要に応じて問題点の把握やこれの対策を検討し、Aへの指導を行う等、海員会館の効果的、効率的な運用を行われたい。</p>	<p>Aの積極的なPR等の結果、海員会館の平成24年度の稼働率は目標値の65%を超える66.1%を達成した。また、平成25年4月～7月の4か月間の稼働率も68.4%と目標値を超えており、確実に海員会館の利用率は改善してきている。</p> <p>平成25年7月に部、所及びAの三者で港湾関係団体を個別訪問し、各団体の会員店社に海員会館の利用を働きかけてもらうなど、港湾関係者に対する海員会館の利用要請を積極的に行った。</p> <p>平成25年4月に六大港湾協議会に属する各港（名古屋、大阪、神戸、下関、北九州）に利用依頼の文書及びリーフレットを送付し、東京港を訪問の際には海員会館を積極的に利用してもらうように、他港の港湾関係者にも積極的な周知を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
22	交通局	駅における収入金の集金業務に係る契約事務を適正に行うべきもの	<p>資産運用部が、H及びIとの間で特命随意契約を締結している、東京都交通局の保管銀行業務の取扱いに関する契約について見たところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>① 部は、契約書により、集金方法等として、銀行が交通局の事業所に、その職員又は銀行の指定する代理人（以下「集金代理人」という。）を差し向け、収入金を受領しなければならないとしている。銀行は、専ら、集金代理人である運送業者に再委託しているが、交通局・銀行・集金代理人間の責任の範囲について、必ずしも明確になっていない。</p> <p>② 契約の積算において、積算単価を明確かつ適切に設定すべきであるにもかかわらず、部は、集金と両替に係る経費の単価について、積算の根拠を残していない。</p>	<p>平成25年度契約に際して、委託者・受託者間の責任の範囲を明確にするとともに、積算単価について適切に算定した。</p>
23	水道局	誤処理を把握し、履行状況の確認と発生防止のための効果的な対策を講じるべきもの	<p>サービス推進部は、検針業務を、地域ごとの徴収業務委託契約により検針会社に委託している。</p> <p>検針会社が、検針時に水道メータの指針を読み違える、又はハンディターミナルへの入力を誤るなど誤点検を行った場合、判明後、営業所が料金更正算定し、部は、営業所からの報告を受け、検針会社に対する損害賠償請求を行い、発生防止のため検針会社を指導している。</p> <p>一方、検針会社が、検針時に使用者から給水開始や使用中止を受け付けたものの処理を誤った場合や、料金算定保留時の取扱いを誤った場合（以下「誤処理」という。）についても料金更正算定を行う場合があるが、部は、各営業所が料金更正算定を行う際に把握できる、検針会社の誤処理について、営業所から報告をさせていない。</p> <p>この結果、</p> <p>① 料金更正算定の原因となった誤処理について、発生件数が把握できておらず、履行状況の確認が十分でない</p> <p>② 誤処理の分析を行い、これに基づいて検針会社を指導するなど、発生防止のための効果的な対策を行えないこととなっており、適切でない。</p>	<p>部は、平成24年4月から11月までの誤処理件数及び内容を更正票を基に確認したところ、委託会社要因と考えるものの割合は、全更正案件の0.2%程度であり、内容も誤入力等一般事務処理上の誤差として認めうる範囲であった。</p> <p>検針会社への指導等については、営業事務取扱手続きに基づき日々の指導に努めており、営業所では検針会社の業務において誤処理を把握した場合、その都度、処理の修正指示及び注意、指導を行い、修正内容について確認している。</p> <p>また、部は、営業所より検針会社の業務について誤処理の報告を受けた場合は、その都度、検針会社に適切な指導を行うとともに、営業所に対して、検針会社への更なる指導強化を徹底している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
24	水道局	工事検査適否確認業務の履行確認を適切に行うべきもの	<p>給水部は給水装置業務委託契約により、指定事業者が行う給水管取付工事の検査の適否確認業務を行わせ、東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）から提出される適否確認関係資料を確認し工事検査の決裁を行っているが、現地調査等の履行確認は行っていない。</p> <p>ところで、メータ設置時にメータを逆に取り付けている事案について見たところ、検査日以前に逆取付けで施工しているとされているにもかかわらず、検査合格となっている事例が、南部支所（桜丘庁舎）、東部第一支所、中央支所、北部支所において認められた。</p> <p>逆取付けされたメータは交換する必要がある、水道使用者の信頼を損なうこととなるものであるから、部及び支所は、工事検査適否確認業務の履行確認を適切に行われたい。</p>	<p>給水部では、平成24年10月から12月までに全支所において給水装置事務全般に係る事務指導を実施し、メータ逆取付け発生時の対応について事務確認及び指導を行った。</p> <p>また、平成25年度からメータ逆取付け整理簿の様式変更を行い、各支所及びTSSに対して、逆取付けに関する経過確認の徹底を図った。</p> <p>各支所及びTSSに対して、今後も事務確認及び指導を行っていく。</p>
25	水道局	漏水による料金更正を適正に行うべきもの	<p>局では、営業事務取扱手続において、水道使用者が、善管注意義務の範囲内において管理していたにもかかわらず漏水を発見できなかった場合のみ、漏水量を使用水量から控除できるとしている。このうち、トイレ、受水タンク以下装置等の漏水に関しては、注意が届きやすいことなどから、減量を認める場合にも、原則として漏水量全量とはせず、減量する水量の基準を設けている。また、毎月検針している使用者については、原則として減量しないこととしている。</p> <p>江東営業所において、漏水による減量に係る料金更正算定票を見たところ、原則の基準量を超えた水量を減量しているが、所は、東日本大震災による漏水のためとし、原則を超えて減量する理由を明記せずに減量していた。</p> <p>また、営業事務取扱手続では、毎月検針の使用者について減量する場合はサービス推進部へ協議することとしているが、部が協議手続を定めていないことから、営業所にも部にも記録がなく、協議したかを確認できない。</p> <p>営業所は、料金更正を行うに当たり、善管注意義務の範囲について判断した理由を明記した上で決定を行うなど、漏水による料金更正を適正に行われたい。</p> <p>部は、毎月検針の使用者に係る漏水による料金更正につき、協議の記録を残すよう、協議手続を定められたい。</p>	<p>江東営業所では、検針係員に対し、漏水による減額更正について善管注意義務の適用判断を明記するよう周知し、また、サービス推進部でも、検針係長会を通じて、全営業所に対して、漏水による減額更正について善管注意義務の適用判断を明記するよう、周知徹底を図った。</p> <p>毎月検針の使用者に係る漏水等による料金更正については、電子決裁システムにおける協議手続や協議方法の検討を行ってきたが、平成25年10月から新たな協議手続を定め、協議記録を残すこととし、全営業所へ周知を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
26	水道局	メータ引換等工事請負単価契約について、手引に従って公平な発注が行われるよう見直すべきもの	<p>給水部では、「メータ引換及びメータ位置変更・止水栓設置工事請負単価契約」を131請負者と締結し、締結した131請負者から希望履行区域をとり、請負者の主たる履行区域を定めて7支所に割り振っている。</p> <p>また、部は、発注を公平、公正に行うため「単価請負業務発注の手引」（以下「手引」という。）により、発注に際しての選定基準を支所に指導している。手引において、各支所は、主たる履行区域に配置された請負者を発注対象とし、年度当初に発注の順番を発注順位通知書で各請負者に通知することと定めている。</p> <p>中央支所でこの単価契約の発注順位通知書を確認したところ、部が主たる履行区域の請負者として割り振っている請負者以外の者を年度当初から発注順位通知書の請負者の一覧に入れて、通年で発注していることが認められた。このことについて、中央支所では、部から割り振られた請負者数では不足すると予測されるため、数年前からこのような対応をしているとしている。</p> <p>しかしながら、これは一部の請負者が二つの支所からそれぞれ通年で発注を請ける状況であり、公平な発注を目的としている手引の選定基準に反している。</p> <p>このような状況となっている要因は、部が、中央支所での、手引に反する選定基準の運用を看過したまま、各支所の検定有効期限満了引換メータの発生予定件数により本来割り振るべき請負者数と乖離した請負者数を割り振っていることによるものである。</p> <p>部は、メータ引換等請負単価契約について、各支所の工事予定数と請負者数を整合させる等、手引に従って公平な発注が行われるよう見直されたい。</p>	<p>給水部では、中央支所内履行区域の請負者不足を解消するため、履行区域内の配置業者数を増やし、公平な発注が行われるよう見直しを行った。</p> <p>このことにより、平成24年度以降、一請負者が二つの支所から通年で発注を受けることを解消した。</p>

[平成24年工事監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
27	教育庁	照明設備改修工事の積算を適正に行うべきもの	<p>都立大泉桜高等学校（中23）照明器具改修工事は、都立大泉桜高等学校の特別教室及び諸室の照明設備改修を行うものである。</p> <p>ところで、庁の定めた単価表によると、照明器具に内蔵されている安定器の交換工費の単価には、交換する安定器の取付費のほか、既設安定器の撤去費が含まれている。</p> <p>しかしながら、本工事の安定器の交換工費について見ると、誤って本工事に必要のない照明器具本体の撤去費を計上している。</p> <p>このため、積算額約140万円が過大なものとなっている。</p>	<p>教育庁における対応としては、工事繁忙期となる前の平成25年6月12日に営繕課が、各学校経営支援センターの技術職員等を対象に「営繕技術連絡会議」を開催した。</p> <p>この中で、工事監査指摘内容を周知するとともに、工事マニュアルを活用した起工・契約・施工等の研修を実施し再発防止の徹底を行った。</p> <p>また、同会議において、庁基準の改正等で疑義が生じた場合は、同課への照会を受け付ける旨を確認した。</p> <p>中部学校経営支援センターにおける対応としては、同年7月25日に営繕課講師を招き、指摘事例集を活用した誤積算防止研修を行い、職員の知識向上に努めた。</p> <p>また、センター内で解決できず、営繕課に問い合わせた内容については、その結果を課PCの共有フォルダ内に保存し、センター内で共有化を行うこととした。</p> <p>この際、保存先として新たに「営繕課協議結果等」フォルダを設け、更に下層フォルダで細分整理を行い、閲覧しやすくすることにより再発防止を図った。</p>

[平成24年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
28	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	研究費の 立替払に係 る事務処理 を適正に行 うべきもの	<p>公立大学法人首都大学東京は、研究費の支出について、小額少量のものを購入する場合には原則1万円未満まで、即時性がある場合には原則3万円未満まで、特例的に教員による立替払を認めており、具体的な取扱いについては、「研究費の取扱いについて(平成21年度改定版)」(以下「取扱い」という。)を定めている。</p> <p>ところで、システムデザイン学部における研究費の立替払について見たところ、以下のとおり、適正でない事例が複数認められた。</p> <p>① 「取扱い」によると、学会等の参加費で個人名義による振込の場合など特段の理由がある場合には、3万円以上の案件についても立替払が認められているが、特段の理由があるとは認められないにもかかわらず、立替払を行っている事例が複数認められた。</p> <p>② 法人は、立替払後の精算について、速やかに(遅くとも2か月以内に)処理するよう、立替払を行った者に対して指導を行っているが、購入日から精算までに3か月以上かかっている事例が複数認められた。</p>	<p>法人は、平成25年1月10日、理事長が全教職員に対して注意喚起文を送付するとともに、同月22日開催の首都大学東京教育研究審議会において、学長が注意喚起を行った。これを受け、コース長会議や教授会の場を通じ、適正な事務処理について具体的な周知徹底を行った。</p> <p>また、会計事務担当職員に対しては、平成25年1月21日及び23日、法人会計実務研修を開催し、会計関係の規程等を厳守し、研究費の立替払については特例であることを周知徹底した。</p> <p>法人を管理する局は、法人による上記の改善措置について確認を行い、対象案件の全てが適正に事務処理されていることを確認した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
29	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	契約に係 る事務を適 正に行うべ きもの	<p>公立大学法人首都大学東京は、公立大学法人首都大学東京契約事務規程（平成17年法人規程第26号）第32条において、予定価格が50万円未満の場合は、単数の見積書を徴することにより契約を行うことができるが、予定価格が50万円以上300万円未満の契約案件については、3者以上から見積書を徴した上で競争性のある契約を行うこととしている。</p> <p>ところで、法人における契約事務手続について見たところ、以下のとおり、適正でない事例が複数認められた。</p> <p>① 都市教養学部における液体ヘリウム及び木製閲覧デスク外2点の購入に係る契約について、いずれも予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、単数の見積書を徴することにより契約が行われている。</p> <p>② 都市教養学部及び健康福祉学部において、図書の購入に係る契約状況を見たところ、都市教養学部においては、契約日が2日以内の図書購入2件の予定価格の合計が50万円以上であり、また、健康福祉学部においては、購入決定年月日が同日の図書購入3件の予定価格の合計が50万円以上であるにもかかわらず、それぞれ単数の見積書を徴することにより契約が行われている。</p> <p>③ 健康福祉学部における物品の購入について、予め計画を立てて購入するものや、同日に受け付けており集約可能な物品を購入していた。これらの予定価格の合計は50万円以上であるにもかかわらず、それぞれ単数の見積書を徴することにより契約が行われている。</p> <p>④ 都市教養学部における、マイクロフィルム資料のDVDによるデジタル化に係る契約について、納入期限が同日の契約の予定価格の合計が50万円以上であるにもかかわらず、それぞれ単数の見積書を徴することにより契約が行われている。</p> <p>⑤ 健康福祉学部において、ノートパソコン外2件の物品の購入に係る支払状況を見たところ、契約の仕様書において、「契約履行完了後、適正な請求書が提出された後60日以内に支払う」こととしているにもかかわらず、支払時期を超過していた。</p>	<p>法人は、平成25年1月10日、理事長が全教職員に対して注意喚起文を送付するとともに、同月22日開催の首都大学東京教育研究審議会において、学長が注意喚起を行った。これを受け、教授会等の場を通じ、適正な事務処理について具体的な周知徹底を行った。</p> <p>また、会計事務担当職員に対しては、平成25年1月21日及び23日、法人会計実務研修を開催し、会計関係の規程等を厳守するよう周知徹底を行った。</p> <p>法人を管理する局は、法人による上記の改善措置について確認を行い、対象案件の全てが3者以上から見積書を徴した競争性のある契約であり、契約に係る事務処理が適正に行われていることを確認した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
30	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	公の施設 における行 政財産の使 用許可に係 る取扱いを 適正に行う べきもの	<p>局が社会福祉法人東京都社会福祉事業団に管理運営を行わせている施設における行政財産の使用許可のうち、使用許可に伴う光熱水費については、使用者から徴収すべき金額を、事業団が局に報告し、局が使用者から徴収している。</p> <p>ところで、東村山福祉園においてEに対して自動販売機の設置の使用許可をしているうち1台については、水道水を使用する型式のものであるが、水道料金について園から費用の報告を受けておらず、Eに対し水道料金の請求が行われていないことが認められた。</p> <p>これは、Eに対する使用許可書において、水道料金の負担について明記していないことによるものであり、行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならないという東京都公有財産規則（昭和39年規則第93号）第33条の規定に違反しており適正でない。</p>	<p>平成25年1月31日付24福保障居第2666号により使用許可の変更を相手方に通知し、水道料金の負担について明示した。また、24福保障居第3127号により相手方と使用許可に伴う光熱水費に関する協定書を締結し直し、平成25年2月1日から水道料金を徴収することとした。</p> <p>なお、平成25年2月及び3月の水道料金については、平成25年7月17日付けで収入した。</p>
31	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	患者・家 族対話推進 懇談会等事 業補助金の 返還を求め るべきもの	<p>福祉保健局は、医療の公共性や不確実性に関する現状認識の普及や医療従事者と患者・家族等地域住民との相互理解の促進等を図るため、「東京都患者・家族対話推進懇談会等事業実施要綱」を定め、主要な事業に対しその経費を補助している。</p> <p>ところで、多摩北部医療センターにおいて、平成22年度の補助金交付状況について見たところ、次のような事例があり、補助対象とならない実績に対し、補助金が過大に交付されている。</p> <p>① 共催事業について、共催者間の業務及び経費分担が不明であるにもかかわらず、病院が支出した会議費等を事業経費として申請し、交付を受けている。</p> <p>② 後援事業について、主催側からの経費負担依頼がないにもかかわらず、病院が支出した参加者募集通知等の経費及び領収証の宛名がない講師謝金について、事業実績に含めて申請し、交付を受けている。</p> <p>③ 主催事業について、実施内容が、要綱が定める主要な事業の要件である患者・家族との交流を目的としたものではなく、病院内の医療技術者向け研修会となっている。</p>	<p>補助金の対象経費について再検証したところ、①の「小児研修会」については、病院が共催事業として市と分担して実施したことが書類で確認できた。病院は、改めて市との分担内容を整理した確認文書を取り交わし、印刷費等の経費（17万1,000円）は病院側の負担であり補助金対象であることを明確化した。</p> <p>都は補助金額の再確定を行い、その他過大に交付した補助金（11万1,000円、指摘①の一部及び②、③）を、平成25年5月27日に公社から返還させている。</p> <p>また、局内においては、平成25年4月16日に開催した係会で、監査指摘の趣旨を説明し、審査を適正に行うよう周知した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
32	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	駐車場利用料金に係る収入事務を適正に行うべきもの	<p>多摩北部医療センターは、駐車場利用料金について、駐車場管理運営委託業者に、設置した料金精算機により徴収、回収及び納付させている。利用料金の区分は、利用目的等によって異なることから、利用者は、病院内の確認・処理を経て、区分に応じた利用料金が料金精算機で支払う。この確認・処理を経ずに、誤った利用料金を支払った場合などは、病院は事後に確認の上、還付している。また、利用者が駐車券を紛失した場合及び料金精算機の不具合の場合などは、病院職員が直接、利用料金を徴収している。</p> <p>この還付等の取扱いについて見たところ、病院は、駐車場管理運営委託業者から、5,000円を預かり、還付を行い、この預り金と直接徴収した利用料金とを合わせて、現金の出納を行っている。</p> <p>しかしながら、この現金出納については、出納の記録があるものの、①預り金については、平成18年度当初に駐車場管理運営委託業者から預かったとしているが、これを証する書類がなく、また、監査日現在まで、預り金に係る取り決めがないまま取扱いを行っている、②担当職員限りの事務処理となっており、預り金の計上、保管現金の出納責任者への報告・確認等の経理処理がなされておらず、簿外の管理となっている、③徴収金額の根拠書類、還付金及び業者への払出金の領収証がないなど、証ひょうが不十分であるなど、駐車場利用料金に係る収入事務の手續が適正でない。</p>	<p>指摘のあった3事例については、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>① 5,000円の預り金については、駐車場管理運営委託業者と調整の結果、平成25年3月に業者に残額900円を精算返金した。</p> <p>② 平成24年12月以降の事務処理について、担当職員から保管現金の出納責任者への報告・確認を行うこととし、預り金計上の処理を行った。</p> <p>③ 監査で指摘された後は、精算表(還付時)の徴収、領収書の発行(徴収時)等を実施している。</p> <p>また、平成25年4月以降は駐車場利用料金に係る運用を変更し、利用料金の誤り・駐車券の紛失・精算機の不具合等の場合、駐車場利用者が直接駐車場管理運営委託業者のコールセンターに連絡をすることとし、病院と駐車場利用者の中で現金のやりとりをしない運用とした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
33	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	過誤納還付未済金の管理を適切に行うべきもの	<p>公益財団法人東京都保健医療公社は、診療費の過誤納還付金が発生した場合は、病院が還付決定を行い、収納業務受託者に患者に対する支払を行わせている。受託者は、病院から還付事案の引渡しを受け、還付対象者に連絡し、還付金の支払を行っている。また、当該年度に還付できなかった事案については、受託者は病院に引継ぎ、病院の管理となっている。</p> <p>ところで、各病院における還付金の支払状況及び還付未済金の管理について見たところ、①平成16年度の還付未済金を保有しているなど長期間滞留している、②過年度事案については還付対象者に連絡を行っていない、③小額(800円又は1,000円)であるとして還付対象者への連絡を行っていない、など適切でない事例が認められた。</p>	<p>過誤納還付金の適正な管理については、公社の統一基準を作成し、24保事第347号(平成25年3月22日付通知)「過誤納還付の適正な取扱いについて」に基づき行っているところである。</p> <p>具体的には、平成25年8月22日現在までに、還付処理対象件数230件に対し56件の返金処理を行った。残りの174件についても、継続して還付処理を行うとともに、基準に基づく返金困難な場合には雑収入として振替処理を行うこととする。</p> <p>なお、振替処理後であっても、対象患者が振込依頼書等を持参した場合は、その都度返金処理を行うこととしている。</p>
34	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	長期継続契約に係る履行状況の評価を行うべきもの	<p>公益財団法人東京都保健医療公社は、長期継続契約事務処理要領において、長期継続契約実施要綱第2条3項に定める契約については、履行不良により業務運営に重大な障害を及ぼすおそれがあることから、毎年度受託者に対する履行状況の評価を各病院・所で定める業者選定委員会において実施し、履行不良の場合には改善を指示し、改善が見られず障害が生じるおそれがあるときは、契約期間内であっても契約継続の可否を検討するものとしている。</p> <p>ところで、大久保病院及びがん検診センターにおいて、長期継続契約に係る履行状況の評価を実施していない事例が認められた。</p> <p>これらの契約については、当該業務所管課による受託業者との連絡会及び事故発生時の報告・調査は行われているものの、業者選定委員会において、基準を定めるなどして合理的・客観的な評価が行われておらず、適正でない。また、業務委託契約の主要な業務に関して履行不良が繰り返されている事例があり、これにより業務運営に重大な障害を及ぼすおそれもあることから、要領の趣旨を踏まえ、業者選定委員会における履行状況の評価を行う必要がある。</p>	<p>履行状況評価の徹底のため、事務局では、平成25年1月29日付24保事第302号にて、履行評価の結果報告を各病院に依頼し、報告を求めることで、履行状況評価を確実に実施している。</p> <p>大久保病院及び東京都がん検診センターにおける履行状況評価を実施したところ、いずれの病院の業務委託契約も全体としては履行状況が良好のため、改善報告書等の提出を求めることはなかった。</p> <p>なお、個別意見等で問題が指摘され、指名業者選定委員会において監督を強化すべきと判断された契約については、事業者に対して改善依頼をして改善策の提示や対応状況の報告をさせるなど、より監督の徹底を図っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
35	病院経営本部	実績報告書の審査を適切に行うべきもの	<p>本部は、財団法人東京都保健医療公社運営費補助金交付要綱に基づき、地域医療機関との連携に基づく地域医療のシステム化を推進するとともに、住民が必要とする保健医療サービスの提供等を行い、都民の医療と福祉の向上に寄与することを目的として、補助金を交付している。</p> <p>ところで、この実績報告書について検証したところ、実績報告書に誤りが認められた。これは、公社が、福祉保健局より交付を受けている「救急医療機関勤務医師確保事業補助金」を関係収入として計上すべきところ、これを行わなかったことによるものである。</p> <p>当該項目の申請額は、基準額を上回っていることから、この誤りによる交付額に返還はないものの、対象病院の全てにおいて、2年度にわたり、都の補助金に関わる誤りがあるにもかかわらず、本部は、これを確認・発見しておらず、実績報告書の審査が適切でない。</p>	<p>公社における実績報告書作成の際には、救急医療機関勤務医師確保事業補助金について関係収入に計上するよう指導し、平成25年5月下旬に実施した平成24年度運営費補助金実績報告では、関係収入に救急医療機関勤務医師確保事業補助金について計上した上で、公社から報告書が提出された。</p> <p>病院経営本部においても関係収入に計上されているか否かを確認し、あわせて、福祉保健局から各病院へ通知された補助金確定額通知書の写しを公社から提出させ、それを基に金額の確認を行い、実績報告書の審査を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
36	港湾局 (東京港埠頭株式会社)	修繕工事費及び固定資産価額を適正に計上すべきもの	<p>東京港埠頭株式会社は、平成22年度栈橋補修工事(契約金額:3億6,112万6,500円(消費税込)、契約期間:平成22.8.26~平成23.11.11)を行っている。</p> <p>この工事の内容は、大井埠頭第3バースから第7バースにおいて原状回復を行う修繕工事と、第7バースにおいて栈橋本体の鉄筋に電流を流して腐食を防止する電気防食工事であり、修繕工事として1億3,531万190円、新設工事として2億2,581万6,310円を支出している。</p> <p>ところで、直接工事費における修繕工事費及び新設工事費の算出について見たところ、第7バースにおける足場仮設工が修繕工事と新設工事の両方に係るため、会社は、修繕工事費と新設工事費との比率(足場仮設工を除く。)で、足場仮設工の金額を修繕工事費と新設工事費に按分している。</p> <p>当初設計における、足場仮設工を除く第7バースの修繕工事費と新設工事費との比率は、設計金額において6対94となっており、会社は、足場仮設工の金額をこの比率で修繕工事費と新設工事費に按分している。</p> <p>しかしながら、この工事については工種変更などにより契約変更を行ったことから、足場仮設工を除く第7バースの修繕工事費と新設工事費との比率は、契約変更後は設計金額において34対66となり、この比率で按分すべきであるにもかかわらず、当初設計の比率で足場仮設工の金額を按分していた。このため、第3バースから第7バース全体の栈橋補修工事契約における修繕工事費と新設工事費の金額(間接工事費を含む。)が誤っている。</p> <p>この結果、修繕工事費が1,513万6,643円(消費税抜き)(監査事務局試算)過少となっており、新設工事による固定資産価額が同額過大となっており、平成23年度の損益計算書、貸借対照表が誤りのあるものとなっている。</p>	<p>会社の税務顧問同席のもと東京国税局から受けた指導及び会計監査人である監査法人との協議の結果、平成24年度決算において固定資産価額を修正するとともに、平成23年度に過少となった修繕工事費を雑損失として計上することで、指摘のあった平成23年度の会計処理に係る修正を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
37	港湾局 (東京港埠頭株式会社)	海上公園における利用者満足度調査を適切に行うべきもの	<p>「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」(総務局行政改革推進部。以下「指針」という。)において、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営については、指定管理業務の履行状況及びサービスの実施状況等を確認するとともに、利用者満足度をチェックし、その結果を管理運營業務に反映していくことが必要であることなどから、原則として、全ての施設で利用者アンケート(利用者満足度調査)を実施することとしている。</p> <p>また、港湾局は、利用者満足度調査について、海上公園については、全ての海上公園を対象に、一般の公園利用及びイベント等の事業についてアンケート調査を行うこと、また、利用者満足度の調査数は、客観性・信頼性を担保するため、公園利用者数に応じた一定数の確保に努めることとし、指定管理者に通知し指導している。</p> <p>ところで、お台場海浜公園ほか2公園については、対面による利用者満足度調査を実施しているものの、それ以外の公園についてはホームページ上にアンケート画面を設けるとどまり、結果として回答がなかったことが見受けられた。</p> <p>これは、客観性・信頼性を担保するため、公園利用者数に応じた一定数の確保に努めるよう求めた上記港湾局の通知にも合致しておらず、また、会社自らがアンケートの実施により積極的に利用者満足度を把握するとしていた平成23年度事業計画書記載内容にも合致しないものとなっており、利用者満足度の把握が不十分なものとなっている。局もその事実を把握しながら改善に向けた指導をしていないなど不適切な状況が見受けられた。</p> <p>会社は、適切に利用者満足度調査を行うとともに、局は、利用者満足度調査の実施方法について、指針の趣旨を踏まえ、公園の特性や利用状況に応じて調査対象や項目等を適切に設定するなど、より有効な調査結果が把握できるよう利用者満足度調査方法について検討されたい。</p>	<p>局は、平成24年12月21日開催の海上公園指定管理者月例会において、改めて利用者満足度調査の実施について指導し、この際、緑道公園等、利用者の満足度の把握が困難な公園については、調査方法に多様性を持たせるなど、有効な調査結果を得るための対策を講じるようあわせて指導した。</p> <p>会社は、局からの指導を受け、公園内でのアンケート用紙の配布やホームページ上でのアンケート画面設置に加え、公園内に設置する「ご意見箱」または「郵送」によるアンケート回答の回収を実施し、調査方法の多様化を図った結果、平成25年4月から6月の間に270枚のアンケートを回収することができ、利用者満足度を把握するのに十分な回答を得られた。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
38	港湾局 (東京港埠頭株式会社)	客船ターミナルにおける利用者満足度調査を適切に行うべきもの	<p>「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」(総務局行政改革推進部。以下「指針」という。)において、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営については、指定管理業務の履行状況及びサービスの実施状況等を確認するとともに、利用者満足度をチェックし、その結果を管理運営業務に反映していくことが必要であることなどから、原則として、全ての施設で利用者アンケート(利用者満足度調査)を実施することとしている。</p> <p>また、港湾局は、利用者満足度調査について、客船ターミナルについては、各客船ターミナル施設を対象とし、施設の利用状況及び実施した全ての事業についてアンケート調査を行うよう指定管理者に通知し指導している。</p> <p>ところで、客船ターミナルにおける利用者満足度調査の実施状況について見たところ、</p> <p>① 利用者満足度調査の主な対象である乗降船客について、晴海及び竹芝客船ターミナルでは実施しているものの、有明及び青海客船ターミナルについては利用者満足度調査を一切行っていない。</p> <p>② 会社は、平成23年4月から、ご意見箱を各客船ターミナル内に設置し、利用者満足度調査を実施しているが、このうち2施設については利用者満足度を把握するためには回答数が極めて少ない状況にある。</p> <p>このように、会社は、自らが行った取組について、利用者満足度を検証し、その結果を管理運営業務に反映できていない状況となっている。</p> <p>会社は、指針及び局の通知に基づき、適切に利用者満足度調査を行うとともに、局は、指針及び自ら定めた通知に基づき、会社が実施する利用者満足度調査について、適切に調査結果が把握できるよう指導を再度徹底されたい。</p>	<p>局は、東京港見学会実施の際だけでなく、通常利用の乗降船客に対しても利用者満足度調査を実施するよう指導した。ご意見箱については、設置箇所の工夫や記入用紙等の不足の無いよう、また、施設の維持管理への意見要望についてイベント実施時に聴取するだけでなく、ホームページ上に「ご意見箱」を設けて収集するよう指導した。</p> <p>会社は、局からの指導を受けて、以下のとおり実施した。</p> <p>① 有明客船ターミナルについては、平成24年度第3四半期及び平成25年度第1、第2四半期に、また、青海客船ターミナルについては、平成24年度第4四半期及び平成25年度第1、第2四半期に利用者満足度調査を実施した。両客船ターミナルとも、引き続き第3及び第4四半期に利用者満足度調査を実施していく。</p> <p>② ご意見箱については、設置箇所を工夫し、記入用紙等の不足が無いよう巡回時に確認するようにしたところ、有明、青海両客船ターミナルとも、件数増加が見られた。</p> <p>また、平成25年1月4日より、ホームページ上の既存のお問合せ画面へのアクセス向上を目的として、新たなバナー(「ご意見箱」)を東京港客船ターミナル総合案内のトップページ上に配置したところ、複数のメールが寄せられた。</p> <p>上記より、ご意見箱がお客様に認識され、利用があることから、設置位置の変更やバナーの変更等による効果があったといえる。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
39	水道局 (東京水道サービス株式会社)	交際費の経費削減に努めるとともに交際費等支出基準を明確化すべきもの	<p>東京水道サービス株式会社は、交際費について、社内規程の「交際費等支出基準」により、事前承認による使用や懇親等経費の上限金額等を定めている。</p> <p>ところで、会社の交際費について、平成22年度及び平成23年度の関係書類を見たところ、交際費等支出基準に使用用途などが明確化されていないため、①タクシークーポン券を管理職に払出しているが、どの管理職にいくら渡したかは不明で、使用した際の領収書も徴収していない、②ビール券整理簿で受払を管理しているが、必要枚数を総務部長に払い出した後の具体的な使途が不明である、など適切でない事例が認められた。</p> <p>会社は、売上のほぼ全てを局からの受託収入で計上している状況にあることから、交際費の経費削減に努めるとともに、不適切な状況を改善すべく、現行の交際費等支出基準を明確化されたい。</p>	<p>平成25年1月17日、タクシーの利用に関する事務取扱要綱を定め、タクシー使用は、タクシーチケット券の利用又は立替払いによることとした。</p> <p>ビール券の使用については、平成25年2月1日、同整理簿の様式を見直し、具体的な使途を明確にすることとした。</p> <p>交際費等支出基準をより明確化するため、交際費等支出基準の運用について(平成25年7月26日決定)を定めた。この基準の運用は、交際費区分並びにその事例及び留意点を明確にしたものであり、平成25年8月5日に開催した部長会において周知徹底を図った。</p>
40	下水道局 (東京下水道エネルギー株式会社)	会計処理を適正に行うべきもの	<p>熱供給事業会計規則(昭和47年通商産業省令第144号)によると、未払費用は、租税課金、利息、給与等の費用で、当該事業年度以前に属するものの未払額であり、未払建設工事代金その他未払費用に属さないものは、未払金に計上するものとされている。</p> <p>また、企業会計原則注解によると、未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものであり、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、会社における未払費用の内容を見たところ、当該年度に債務が確定した委託料や工事代金の未払分など、本来未払金に計上すべきものが含まれていたため、平成22年度は7,373万3,937円、平成23年度は4,763万6,859円、未払費用が過大に計上されている一方、未払金の計上は同額過少となっている。</p>	<p>下水道局は、監査の指摘を踏まえ、「未払金」及び「未払費用」を適正に計上するよう会社を指導した。</p> <p>これを受けて会社では、「未払金」及び「未払費用」の計上方法を社内の経営会議で確認し、平成25年2月以降適正に処理している。</p> <p>局は、会社が平成24年度決算において適正に会計処理を行っていることを、貸借対照表、総勘定元帳等の決算資料により確認した。</p>

[平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
41	建設局	速やかに市の意向を確認し今後の方針を定めるべきもの	<p>建設局が所有する北多摩南部第二工区跡地（所在地：小金井市貫井北町一丁目、面積：166.17㎡、台帳価格：3,366万6,013円）は、平成9年に工区（事務所）を移転後、平成19年に小金井市から当該跡地を購入したい旨の意思表示があったため、局は、市と年に1、2回の打合せ等を行っているものの、市の予算化が進まないとの理由から購入に至らず、5年が経過している状況となっている。</p> <p>また、現地を確認したところ、平成22年に建物を取り壊した後のアスファルト敷設工事の影響などにより、市が所有する隣接地との境界において、①境界杭等の見当たらない箇所があること、②一部の杭が傾斜し境界点が動いている可能性があることから、都有地との境が不明確なまま、カラーコーン等で簡易に仕切った状態の管理となっていることが認められた。</p> <p>当該跡地は、市との調整を始めてから5年、更地にしてから2年の間、未利用な状態が続いていることから、局は、速やかに市の意向を確認し、今後の方針を定められたい。</p>	<p>平成24年11月以降、小金井市に対し、市の意向を文書で示すよう依頼しているが、現時点まで文書での回答はない。</p> <p>そのような状況を踏まえ、所としては財務局への引継ぎを行う方針を定め、平成25年3月に測量を行い、土地境界が確定したことにより、引継ぐための準備は完了した。</p>
42	建設局	未利用地の解消に向け財務局に引き継ぐための準備を適切に行うべきもの	<p>建設局が所有する3件の代替地（新宿区下落合一丁目、新宿区下落合三丁目、練馬区桜台六丁目所在）について、局は、代替地としての必要性がなくなったとして、平成21年度以前から財務局への引継ぎに向け取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、これらは、埋設物調査・撤去等が未実施であることから、財務局へ引継げず未利用となっているのは、適切でない。</p> <p>局は、未利用地の解消に向け、財務局に引継ぐための準備を適切に行われたい。</p>	<p>3件の代替地については、財務局へ引き継ぐ予定であったが、監査後における状況の変化に伴い、引き続き、局で活用していくことになった。</p> <p>新宿区下落合一丁目の土地については、平成25年度中に代替地としての申出があったことから、引渡に向け準備を進めているところである。新宿区下落合三丁目の土地については、東京都道路整備保全公社と土地賃貸借契約を締結し、10月1日から貸付を行っている。</p> <p>練馬区桜台六丁目の土地については、木密地域不燃化10年プロジェクトに伴う用地取得に関連する代替地として保有していくこととした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	財務局	財産の処分等に向けてさらなる取組を行うべきもの	<p>財務局は、所管する普通財産のうち未利用地として利活用を図るべき土地について、「利用計画財産」と「売却可能財産」に分類している。</p> <p>「利用計画財産」は、利用計画が具体化している財産であり、基本的に売却の検討は行わず、資材置場として貸し付けるなどの暫定利用を行っているものである。一方、「売却可能財産」は、利用計画を定めておらず、売却を含めた利活用が可能な財産であり、都庁内での利用、区市町村等への売却等、民間等への売却等の順で手続を進めているものである。</p> <p>これらの財産については、毎年状況を確認した上で、分類の見直しを行うこととしている。その取扱いについて見たところ、</p> <p>① 「利用計画財産」の一部について、現時点で利用計画がないもの、利用計画の策定から長期間経過しているものが見受けられた。こうした財産は、「売却可能財産」に分類すべきものである。</p> <p>② 「売却可能財産」の一部について、現時点で売却等に向けた問題点（境界確定等）が特段見当たらないにもかかわらず、十分な利活用が図られていないものが見受けられた。こうした財産は、早急に売却等に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>これらが生じているのは、利活用を図るべき土地に関する統一的な情報管理が一部不明確であり、組織的な進行管理に向けた整理が十分にはなされていないことも一因である。</p> <p>局は、利活用を図るべき土地の情報に関する事務処理方法を適切に定めるなど、財産の処分等に向けて、更なる取組を行われたい。</p>	<p>① 未利用地の分類について、財産の状況を把握した上で定期的に分類を見直すこととし、実態に即した分類変更を実施したところである。</p> <p>② 利活用に当たっての支障が解消した財産については売却に向けて整理をした。</p> <p>未利用地の利活用について、課題整理及び活用に向けた事務処理を計画的に進めていくため、分類表を作成し、進行管理をしているところである。今後も分類表に基づき組織的な進行管理を行い、財産の処分に向け更なる取組を行っていく。</p>
44	財務局	建物の利活用に向けた継続的な情報提供の方法を検討すべきもの	<p>財務局は、行政財産等に対する規程の制定や調整、その取得・管理・処分などについて必要な措置・調整等を行っており、土地については、未利用地調査実施要綱に基づき、未利用地の情報を各局から報告させており、その利活用等について継続的に管理している。</p> <p>しかしながら、建物については、未利用地に付随する空き庁舎などに関する情報は、継続的に把握しているものの、全庁を網羅した利活用可能な空き床情報の収集、利用希望の照会は、随時行うにとどまっており、継続的な情報交換を促進する仕組みとして十分なものとはなっていない。</p> <p>局は、建物に関する未利用情報の更なる把握を進めるとともに、建物の利活用に向けた継続的な情報提供の方法を検討されたい。</p>	<p>建物に関する未利用情報については、各局に対し、平成25年4月1日時点での建物・床の空き状況調査を実施した。調査結果については、各局に通知するとともに、TAIMS上（公有財産利活用ひろば）に掲示し、情報提供を行った。</p> <p>また、時点修正のため、同年10月1日時点の状況について、各局に照会を行った。</p> <p>今後も、TAIMSを活用した継続的な情報提供を行っていく。</p>

[平成24年度各会計歳入歳出決算審査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
45	総務局	物品について	物品5点(小型四輪貨物自動車等)が過大に登載されている。	過大に登載されていた物品5点について、平成25年9月17日までに物品管理システムから削除した。
46	都市整備局	会計処理について <一般会計>	(款)諸収入(項)雑入(目)清算金収入の調定額及び収入未済額が各3万円過大に計上されている。	平成25年度に繰り越された平成24年度末の収入未済について、平成25年5月20日に調定更正を行い、修正した。
47	都市整備局	公有財産について <建物>	建物148.46㎡(月島アパート自転車置場ほか6件)が過大に登載されている。	過大に登載されていた建物について、平成25年7月5日に財産情報システムから削除した。
48	福祉保健局	物品について	① 物品4点(脳波計外3点)が過大に登載されている。 ② 物品1点(滑り台)が登載漏れとなっている。	① 物品4点のうち3点について、平成25年9月10日までに、物品管理システムから削除した。また、物品1点(脳波計)について、平成25年9月6日に物品管理システムにて不用品に区分換えした。 ② 物品1点について、平成25年9月11日に物品管理システムに登録した。
49	病院経営本部	物品について	物品3点(物品棚)が過大に登載されている。	過大に登載されていた物品3点について、平成25年9月10日付けで物品管理システムから削除した。
50	産業労働局	会計処理について <一般会計>	① (款)使用料及手数料(項)使用料(目)産業労働使用料において、不納欠損額が5万7,600円過少に、収入未済額が5万7,600円過大に計上されている。 ② (款)諸収入(項)雑入(目)雑入において、調定額及び収入未済額が各4,989円過少に計上されている。	① 会計年度の登録を誤った不納欠損額は、平成24年度に遡って修正することができないため、平成25年度分の取扱いとして、平成25年5月15日に、不納欠損登録した。 ② 登録漏れの調定額は、平成24年度に遡って登録することができないため、平成25年度の取扱いとして、平成25年7月18日に調定登録した。 今後は、出納整理期間中の事務については、起案書類に処理年度を明確に表示するなどにより、再発防止に努めていく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
51	産業労働局	公有財産について <出資による権利>	公益財団法人東京都中小企業振興公社出えん金（技術戦略プログラム基金）663万9,000円が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっている財産について、平成25年7月23日に財産情報システムの修正を行った。
52	建設局	公有財産について <土地>	土地1万971.03㎡（白鷺一丁目アパート、鷺の宮アパート敷地ほか1件）が過大に登載されている。	過大に登載されていた土地について、平成25年8月20日に財産情報システムから削除した。
53	建設局	公有財産について <建物>	建物134.33㎡（妙正寺川事業センター）が過大に登載されている。	過大に登載されていた建物について、平成25年9月6日に財産情報システムから削除した。
54	東京消防庁	物品について	物品1点（パイプ足場）が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた物品1点について、平成25年7月19日に物品管理システムに登録した。
55	教育庁	公有財産について <土地>	土地465.63㎡（八王子北高等学校用地の一部）が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた土地について、平成25年6月18日に財産情報システムに登録した。
56	教育庁	公有財産について <建物>	建物1,110万8,537.34㎡（第五商業高等学校新校舎）が過大に登載されている。	過大に登載されていた建物について、平成25年6月25日に財産情報システムに修正入力した。
57	教育庁	物品について	物品5点（フライス盤ほか4点）が過大に登載されている。	過大に登載されていた物品5点について、平成25年7月31日までに物品管理システムから削除した。

[平成24年度公営企業各会計決算審査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	病院経営本部	医業外未収金を適正に計上すべきもの <病院会計>	<p>本部は、平成22年度に収入済みである非常勤職員雇用保険料及び平成23年度に収入済みである実習謝礼金を医業外未収金として計上している。</p> <p>これは、多摩総合医療センターにおいて、誤って収入調定を重複して行ったにもかかわらず、誤調定分の更正処理を行っていないことによるものである。</p> <p>この結果、医業外未収金が合計で5万3,836円過大計上となっている。</p>	<p>指摘に対する修正処理として、2件の医業外未収金については、平成25年7月2日に過年度損益修正(その他雑支出)として減額処理を行った。</p> <p>また、再発防止策については、平成25年7月5日に実施した研修を通じ、各病院の会計担当者に対して、「医業外未収金の調」を月締めの際に活用し、適正な処理がされているかの確認を徹底するよう指導した。</p>
59	病院経営本部	現金及び医業未払金を適正に計上すべきもの <病院会計>	<p>本部は、資金前渡受者が資金前渡を受けた夜間看護従事者に対するタクシー代について、当該従事者へ支払ったものとして処理している。</p> <p>しかしながら、多摩総合医療センターにおいて、平成24年度末現在においても支払が済んでおらず、現金を金庫に保管していることが認められた。</p> <p>この結果、現金及び医業未払金が、それぞれ2万8,010円過少計上となっている。</p>	<p>資金前渡で交付された2万8,010円の現金については、全額既に債権者に支払われていることを確認した。</p> <p>資金前渡における適正な事務処理に当たっては、平成25年7月5日に実施した研修を通じ、各病院の会計担当者に対して周知し、徹底を図った。</p>
60	港湾局	構築物及び建設仮勘定を適正に計上すべきもの <港湾事業会計>	<p>港湾事業の財務に関する事務処理については、東京都臨海地域開発事業財務規則(昭和39年東京都規則第124号)により定められており、同規則第18条に基づき定められた勘定科目表では、有形固定資産のうち、門、塀等は構築物に、有形固定資産の施設で未しゅん功のものは建設仮勘定に計上することとされている。</p> <p>ところで、平成24年度における構築物及び建設仮勘定の内容を見たところ、平成24年度に設計のみを行っている辰巳ふ頭のフェンス及びゲートの補修設計費を、未しゅん功のものとして建設仮勘定に計上すべきところ、誤って構築物に計上していることが認められた。</p> <p>この結果、68万2,000円が、構築物で過大に、建設仮勘定で過少に計上されている。</p>	<p>当該固定資産の振替処理については、平成25年9月6日に、港湾局資産管理システムに登録し、構築物から建設仮勘定に振替処理を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	交通局	開示請求手数料に係る収入事務を適正に行うべきもの<交通事業会計>	<p>局は、交通局会計事務規程（昭和30年交通局規程第11号）により、収納すべき収入の金額が確定したとき、収入の根拠、所属年度、収入科目、収入金額及び納人等を明示して調定しなければならないとしている。また、公文書及び保有個人情報の開示請求（以下「開示請求」という。）があった場合は、総務部が、交通局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱（平成6年9月30日付交通局公告）による標準処理期間の14日のうちに処理を行い、処理後は、交通局情報公開事務取扱要綱（平成12年2月10日付11交総第2128号）等により、手数料に係る収入の調定を行うこととなる。</p> <p>ところで、交通事業会計に係る収入について見たところ、開示請求に係る収入として22万5,890円が営業外未収金に計上されていることが認められた。</p> <p>これは、開示請求に係る手数料として平成24年4月6日から平成25年3月28日までの間に受領した72件の現金を総務部内の金庫に保管の上、年度末にまとめて調定手続を行い、平成25年4月8日に金融機関へ納入したためであり、その結果、営業外未収金が22万5,890円過大に、現金が同額過少に計上されている。</p> <p>本来、局は、収納すべき収入の金額が確定した都度、開示請求に係る手数料として調定する必要があったにもかかわらず、長期間、現金で保管した上、年度末に一括して調定を行い、その現金を翌年度に納入したことは、適正でない。</p>	<p>総務部・経営管理課は、お客様サービス課が平成25年7月以降、開示請求に係る手数料が発生する都度、速やかに調定・納入していることを確認している。</p> <p>また、総務部は、再発防止に向け、平成25年9月30日開催のお客様サービス課・課内会議において、開示請求手数料の収入事務を交通局会計事務規程に則し、厳正に行うよう再度周知徹底した。</p>

[平成25年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
62	財務局	二会計年度以上にわたる工事契約の工事変更手続を適正に行うべきもの	<p>建築保全部は、東京都工事施行規程（昭和46年訓令甲第15号）に基づき、工事請負契約の締結後に、工事内容や工期の変更及びこれらに伴う契約金額の変更を行う場合について、工事変更の決定手続を行っている。工事変更の手続は、速やかに行うことを原則とするが、工期末（二会計年度以上にわたる工事にあつては各会計年度の末及び工期の末）までに一括して行うことができるとされている。</p> <p>建築保全部の「第一本庁舎（20）外壁シーリングその他改修工事」契約の工事変更の手続について見たところ、請負業者から合計35回の施工協議書が提出されていた。これは、本工事が、超高層建築物の特殊性により、施工箇所及び仕様を確定するという手順を繰り返し行う特殊な工事であったためである。部は、請負者からの施工協議に対し一括変更手続により行うこととして、その都度施工指示書で施工内容の変更を指示しているが、それらの工事変更手続について、当該工事の最終年度の工期末である平成25年1月に4年間分の工事変更を一括して行っていることが認められた。</p> <p>しかしながら、当該契約は二会計年度以上にわたる工事であるため、各会計年度の末に工事変更の手続を行わなければならないにもかかわらず、行っていなかったことは適正ではない。</p>	<p>東京都工事施行規程第22条に定められている工事変更手続に関する説明のため、平成25年6月に、工事所管課において関係係長会を開催した。現在も二会計年度以上にわたる工事契約案件を施工中であり、各案件において、各会計年度の末及び工期の末までに工事変更の手続を行い、工事変更手続が適正に行われるよう、周知徹底を図った。</p>
63	主税局	固定資産を適正に把握し、評価すべきもの	<p>新宿都税事務所及び世田谷都税事務所において、固定資産の把握、評価の状況について見たところ、以下のとおり、適正でない事例が認められた。各所は、固定資産を適正に把握し、評価されたい。</p> <p>① 賦課期日（毎年1月1日）を含め1年以上存在する建物は、仮設建物であっても「家屋」として固定資産税の対象となるが、新宿都税事務所は、新宿区内に1年以上存在するプレハブ造の建物1棟について、監査日（平成25.2.19）現在、適正に把握し、評価していなかった。</p> <p>② 倉庫のうち、基礎を打った堅固なもので土地に定着している場合には「家屋」として固定資産税の対象となるが、世田谷都税事務所は、世田谷区の建築確認を受けた「家屋」と判定すべき倉庫1件について、監査日（平成25.2.14）現在、適正に把握し、評価していなかった。</p>	<p>① 新宿都税事務所は、プレハブ造の建物1棟について、「家屋」として固定資産税の対象となることを把握した。このため、平成25年8月20日、現地調査を実施し、評価を行った。</p> <p>② 世田谷都税事務所は、倉庫1件について、「家屋」として固定資産税の対象となることを把握した。このため、平成25年3月1日、現地調査を実施し、評価を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
64	主税局	滞納処分の執行停止を適正に行うべきもの	<p>自動車税については、滞納処分の執行停止等に係る取扱いを行う場合、預貯金照会、給与照会その他財産調査などの複数の調査をしても財産が判明しないことを要件としている。</p> <p>ところで、大田都税事務所において、平成24年5月9日、自動車税に係る滞納処分の執行停止等を行った案件（2年分、6万9,000円）について見たところ、預貯金照会、給与照会その他財産調査などの複数の調査を行う必要があったにもかかわらず、所が銀行への預貯金照会1件のみをもって滞納処分の執行を停止したことは、適正でない。</p> <p>所は、自動車税の滞納処分の執行停止を適正に行われたい。</p>	<p>大田都税事務所は、平成25年2月28日に複数の金融機関に赴き預金調査を実施し、本件滞納者について差押財産がないことを確認した。</p> <p>さらに、同日、臨時係長会を開催し、当事案の問題点と今後の留意点、決裁時に停止該当要件の確認を十分に行うよう周知するとともに、職員全員へも注意喚起を促した。</p> <p>また徴収部は、平成25年4月に徴収部全体課長会を開催し、適正な事務処理及び決裁時における確認の徹底を指導するとともに、全都税事務所を対象とした事務指導を実施した。</p>
65	主税局	連帯納税義務に係る滞納整理事務を適正に行うべきもの	<p>連帯納税義務に対する徴収に関しては、民法及び地方税法に基づき、賦課決定及び納税の告知のように納税義務を確定させる手続は、それぞれの連帯納税義務者に対して行わなければならない。また、時効の取扱いについても民法を準用し、連帯債務者のうちの一人のために時効が完成した場合の効果は、他の連帯債務者に対しても影響が及び、その一人の負担部分については、他の連帯債務者もその義務を免れることとなる。このため、他の連帯納税義務者から引き続き徴収を行うことを可能とするため、連帯納税義務者のうちの一人に対する時効が完成する前に、他の連帯納税義務者に対しても、それぞれ連帯して納税する義務があることを告知する必要がある。</p> <p>ところで、世田谷都税事務所において、AとBが各々50%を持分として共有している土地・建物に関して、Aに対して納税の告知を行っていたものの、Bに対しては連帯して納税を行う義務がある旨の告知を行っていなかったために、Bに対する時効（5年）が完成し、結果として、Bは、納税義務（合計16万8,400円）を免れるとともに、Aも同額分の納税義務を免れることとなった事例が見受けられた。</p> <p>所は、連帯納税義務に係る滞納整理事務を適正に行われたい。</p>	<p>世田谷都税事務所は、平成25年2月15日に連帯納税義務に係る時効管理についての点検を実施し、適正に事務処理が行われていることを確認した。</p> <p>更に同日、係長会を実施し、連帯納税義務に係る適正な債権管理を徹底するよう職員全員へ指示した。</p> <p>また徴収部は、平成25年4月に徴収部全体課長会を開催し、適正な事務処理や事案管理の徹底を指導するとともに、全都税事務所対象の事務指導を実施した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	生活文化局	金銭出納員及び現金取扱員に係る任命手続等を適正に行うべきもの	<p>局は、会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）等により、職員のうちから金銭出納員及び現金取扱員等の会計職員を命じる必要がある。</p> <p>また、東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号）により、局は、会計事務について、職員のうちから検査員を任命し、検査（以下「自己検査」という。）を行わなければならない。</p> <p>金銭出納員の任命においては、指名手続、担任区分の設定及び会計管理局への通知が、また、現金取扱員の任命においては、指名手続、担任区分の設定及び金銭出納員への通知が必要とされている。</p> <p>ところで、総務部、広報広聴部、消費生活部及び私学部において以下の事例が認められた。</p> <p>① 私学部及び広報広聴部において、金銭出納員の担任区分の指定及び会計管理局への通知が行われておらず、適正に任命されていない。</p> <p>また、総務部、消費生活部及び広報広聴部において、現金取扱員の指名手続又は担任区分の設定が行われておらず、適正に任命されていない。</p> <p>② 総務部は、年1回、各部に対する自己検査を実施しているものの、私学部が、金銭出納員としての任命がなされていない職員に現金を取り扱わせてきたことを看過してきたことは、適正でない。</p> <p>各部は、金銭出納員及び現金取扱員に係る任命手続を適正に行われたい。</p> <p>総務部は、自己検査を適正に行われたい。</p>	<p>① 総務部は、金銭出納員の担任区分の指定及び会計管理局への通知並びに現金取扱員の指名又は担任区分の設定について手順を定め、局内各部所に対して、平成25年3月28日付事務連絡により任命手続を適正に行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>改善を要する各部においては、平成25年4月1日付人事異動に際して、金銭出納員及び現金取扱員に係る任命手続を適正に行なった。</p> <p>② 総務部は、平成25年度自己検査の実施に当たり、平成25年6月24日、自己検査を担当する職員に対する説明会を開催し、金銭出納員及び現金取扱員に係る任命手続が適正に行われていることを確認するよう、周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
67	生活文化局	支出命令を適正に執行すべきもの	<p>生活文化局は、所属年度、支出科目、支出金額等を調査し、支出命令書を発行する収支命令者を局及び所に、また、支出命令書の審査を行う特別出納員を本庁各部については総務部に、各所については各所の庶務担当課に置いている。</p> <p>ところで、消費生活部及び消費生活総合センターにおいて、以下のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>① 消費生活総合センターは、実験実習講座用機材を少額支払の資金前渡により購入した際、本件が物品の購入を内容とするものであることから、支出科目を「一般需用費」として支出すべきであったにもかかわらず、「負担金補助及交付金」として支出している。</p> <p>② 消費生活部は、東京都消費生活調査員に対して委嘱状を交付するため、印刷契約を締結しているが、支出科目を「一般需用費」として支出すべきであったにもかかわらず、「役務費」として支出している。</p> <p>部は、局の収支命令者に対し適正に支出依頼を行うべきであり、収支命令者においても適正に調査を行うべきであった。</p> <p>さらに、総務部は、特別出納員に収支命令書に係る審査を適正に行わせ、誤りが認められた収支命令書を収支命令者に返付させるべきであった。</p> <p>各部及びセンターは、支出命令を適正に執行されたい。</p>	<p>① 消費生活総合センターは、当該支出について、「負担金補助及交付金」から「一般需用費」に科目更正を行った。</p> <p>また、以下のとおり、支出事務手続を見直し、改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額支払の資金前渡による支出について、当該支出が発生する都度、前渡金支払予定書の確認と合わせて現金出納簿の残金の確認を行うこととした。 ・支出科目の誤りについて、支出状況に係る科目別記録簿を作成し、管理を徹底するとともに、収支命令者及び特別出納員が毎月の精算時に管理状況を確認できるよう、書類を回付することとした。 <p>② 消費生活部は、当該支出について、「役務費」から「一般需用費」に科目更正を行った。</p> <p>総務部は、平成25年4月1日、任命した収支命令者及び特別出納員に対し、収支命令書に係る調査・審査を適正に行うよう周知徹底するとともに、同年6月24日、事務担当者に対する説明会を開催し、適正な支出事務を行うよう周知徹底を図った。</p>
68	都市整備局	契約手続を適正に行うべきもの	<p>西部住宅建設事務所は、竣工した都営住宅を指定管理者に引き継ぐに当たって、指定管理者からの要望があった箇所について追加工事等を行っている。</p> <p>施工状況を工事記録写真等で確認したところ、3件の工事等について、契約締結前に施工し、事後処理で契約事務を行っており、適正でない。</p>	<p>平成25年4月18日に、所内全職員に対し、契約事務と工事発注の適正化について研修を行い、周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
69	都市整備局	巡回点検業務に係る履行確認を適正に行うべきもの	<p>西部住宅建設事務所は、竣工した都営住宅を指定管理者に引き継ぐまでの間、巡回点検や設備の保守点検等を行うため、都営住宅20H-107・108西（昭島市拝島町三丁目）保守管理業務委託その2（契約期間：平成24.9.21～平成24.10.22、契約金額：90万3,000円）を締結している。</p> <p>この契約の仕様書では、契約期間（32日間）中1日に1回以上敷地内・建物周囲等を巡回点検するよう定めており、積算においても32日分の金額を計上しているが、受託者から提出された業務日報では、日曜日（5日間）には巡回点検をしていないことが認められた。</p> <p>しかしながら、所は、このことを看過して完了検査を合格とし、契約代金を支出しており、適正でない。</p>	<p>工事監督員に対しては、平成25年4月18日に、仕様書に基づき、契約締結時に受託者と業務の確認を行うとともに、業務内容の履行確認を適切に行うよう、所内の周知徹底を図った。</p> <p>検査員に対しては、同日、仕様書に基づいた業務内容の履行確認を行うよう、所内の周知徹底を図った。</p> <p>また、報告書の様式について、報告書内に点検等業務の対象事項、点検頻度の記載を行うなど、様式を変更するとともに、決裁欄についても課長までの決裁欄を加えたものに変更し、報告書の内容確認を確実にする体制を整えた。</p> <p>なお、一部不履行に係る差額分（3万9,900円）の返納については、同年5月24日に受領済みである。</p>
70	都市整備局	施工に対する検査を適正に行うべきもの	<p>工事記録写真は、施工指示内容が期限までに適正に行われたことを判断するための重要な資料であるため、工事記録写真撮影基準（平成18年4月、都市整備局）において、工事件名、工種名、撮影年月日等を記載した黒板等を入れて、施工状況を撮影することと定められている。</p> <p>ところで、再開発事務所における事業用地管理工事及び公共施設維持補修工事において、工事記録写真を確認したところ、①撮影日の記載が無いもの、②写真が提出されていないもの、③施工指示期限を超過しているものなどが見受けられたにもかかわらず、所が当該工事に係る検査を合格としていることは適正でない。</p>	<p>平成25年3月22日に、職場研修を開催し、「工事記録写真撮影基準」及び「都市整備局工事関係検査の手引」に基づき受注者に履行させるよう、職員に周知徹底した。</p> <p>また、同年7月25日に局において、技術研修「指定検査員」を実施し、検査員の心得等を職員に周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
71	都市整備局	施工に係る指示手続を適正に行うべきもの	<p>事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き（平成20年9月、都市整備局市街地整備部）によれば、監督員が施工の指示を行う際には、指示記録簿に指示内容等を記載して、工事主管課において簡易決裁をとり、請負者に施工内容を説明し、指示記録簿にサインさせるものとしている。</p> <p>ところで、再開発事務所における指示記録簿の取扱いについて確認したところ、「亀戸・大島・小松川地区公共施設維持補修工事（単価契約）」においては、指示記録簿を作成していないことが認められた。</p> <p>指示記録簿は、受託者への指示内容等を組織として決裁するとともに、多数の施工内容の指示を漏れなく記録しておくものであり、手引きに従わず、これを作成しないまま指示していることは適正でない。</p>	<p>平成25年3月22日に、職場研修を開催し、「事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き」に基づき事務を行うよう、職員に周知徹底した。</p>
72	都市整備局	契約変更手続を適正に行うべきもの	<p>再開発事務所は、整備の完了した道路を道路管理者に引き継ぐに際し道路管理用図書を作成するため、公共施設引継図書等作成委託（契約期間：平成24.7.20～平成24.11.27、契約金額：231万円）を行っている。</p> <p>本契約で作成する管理用図書は、道路台帳、街路樹台帳及び施設台帳であり、受託者が必要な測量を行って作成するものと、所が整備した道路に係るデータを受託者に貸与し、そのデータを元に現況確認を行った上で所定の台帳様式に登載するものがある。</p> <p>ところで、本契約で作成する施設台帳のうち、標識台帳について見たところ、現況写真欄に空欄があり、成果品として完成していないことが認められた。この理由について、所は、受託者に対する道路に係るデータの貸与が遅れているためだとしている。</p> <p>しかしながら、このような受託者の責によらず履行が遅れる契約については、履行可能な時期まで契約期間を延長するなどすべきであり、監査日（平成25.2.25）現在、委託業務が完了していないにもかかわらず、完了検査（平成24.11.30）において合格としたことは適正でない。</p> <p>所は、委託契約に係る契約変更手続を適正に行われたい。</p>	<p>平成25年3月22日に、職場研修を開催し、契約内容の進捗状況及び履行期限を踏まえ、適正に契約変更手続を行うこと及び「都市整備局工事関係検査の手引」に基づき、検査を実施することについて、職員に周知徹底した。</p> <p>また、同年7月25日に局において、技術研修「指定検査員」を実施し、検査員の心得等を職員に周知徹底した。</p> <p>なお、現況写真欄に空欄があった標識台帳については写真が貼り付けられ、成果品として完成したものが同年3月19日付けで納品された。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
73	都市整備局	事業用地の管理を適正に行うべきもの	<p>都営住宅経営部が管理している春日町一丁目住宅敷地は、都営住宅の跡地であり、都営住宅建替えに伴う既存樹木の活用事業の事業用地として使用されている。</p> <p>ところで、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第15条では、局長等は、その所管に属する公有財産について常に最善の注意を払わなければならないとされており、公有財産の維持及び保全について、管理柵や立て看板設置等の措置を取り、不法投棄等の防止に努める必要がある。</p> <p>しかしながら、当該敷地の監査日（平成25.3.6）現在の管理状況を見たところ、部は、ごみ捨て禁止等の注意喚起の看板を敷地内に立てているものの、敷地西側の管理柵に1か所無断で出入口が設けられているほか、レンガ片やコンクリート片が放置されているなどの状況となっている。</p>	<p>平成25年7月20日に、敷地西側の管理柵に設置されていた出入口（木戸）を撤去し、新たに木柵を設置するとともに、レンガ片、コンクリート片などの放置物を処理した。</p>
74	環境局	産業廃棄物の処理に係る行政指導を適正に進めるべきもの	<p>廃棄物対策部は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「東京都廃棄物条例」（平成4年条例第140号）に基づき、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、立入検査及び行政指導を実施している。</p> <p>部は、法令に違反するなど産業廃棄物の処理に当たって不適切な取扱いが行われたと認められるものの、行政処分を直ちに発出することが適切でない場合の行政指導について、「東京都における産業廃棄物の処理に係る行政指導要領」（平成18年3月15日付17環廃産第640号）を制定しており、行政指導の方法については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法令周知のための啓発、適正処理のための助言又は法令違反行為是正のための指導を指示書の交付により行う ② 指示書により行った是正指導の履行催促及び当該指示を履行しない場合の教示を警告書の交付により行う <p>などとされている。</p> <p>ところで、平成24年度の部における行政指導の状況について見たところ、指示書により行った是正指導の履行期限を経過してもなお改善結果の報告のないものについて、履行催促及び当該指示を履行しない場合の教示を行っておらず、適正でない。</p> <p>部は、要領に基づき、産業廃棄物の処理に係る行政指導を適正に進められたい。</p>	<p>改善報告の履行を確実にものとするため、指示書交付整理簿等を作成し、改善報告書の提出状況の進行管理を行うこととした。</p> <p>これにより、指示書及び改善報告の提出状況の管理は適切に行われている。今後も産業廃棄物の処理に係る行政指導を適正に進めていく。</p> <p>なお、平成24年度に改善報告を求めた案件のうち、立入検査については、51件のうち報告がなかった31件に対し、報告を督促し、回答のない者には事業所を訪問するなどし、全ての事業者に改善報告等を行わせた。また、路上調査についても報告がなかった3件について、同様に処理した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
75	福祉保健局	庁舎警備委託の人員配置を適切に行うべきもの	<p>児童相談センターは、庁舎移転により平成25年2月18日から、子供家庭総合センター（新宿区北新宿四丁目）内にて業務を行っているが、庁舎建物を所管しており、平成24年11月1日から、庁舎の警備を委託（契約金額：184万8,000円、契約期間：平成24.11.1～平成25.3.31）により行っている。</p> <p>本警備委託の契約内容について見たところ、実質的に2名体制の有人警備を行っており、うち1名の主な業務は、開所時間中の1階正面玄関入口における来訪者の目視チェック等であり、もう1名の主な業務は、24時間体制にて地下警備室における監視及び受付等であることが認められた。</p> <p>しかしながら、子供家庭総合センターは、平成25年2月の開所までの間は、1階正面玄関は、基本的に施錠されており、開所準備等に訪れる職員や工事関係業者等の出入りは、駐車場スロープ下の地下警備室横の入口から行われていたことから、1階正面玄関配置用の警備員は不要であり、過剰に警備員を配置（この間、午前9時から午後5時までは、2名が地下警備室にて警備を行っていた。）していたことは適切でない。</p> <p>この結果、32万余円の不経済支出（監査事務局試算）となっている。</p>	<p>平成25年9月10日に開催した児童相談センター課長会において、局の契約管財課から局内に通知された平成25年9月4日付25福保総契第267号「契約事務手続きの適正な執行について」を議題として取り上げ、監査指摘の趣旨について周知し、再発防止を図った。</p>
76	福祉保健局	印刷契約事務を適正に行うべきもの	<p>健康安全部では、「災害時における薬局のモデルBCP及び地域連携マニュアルの印刷」（契約金額：83万9,475円、契約日：平成25.3.11、履行期限：平成25.3.29）について、印刷物等の作成契約を締結している。</p> <p>ところで、契約状況を確認したところ、監査日現在（平成25.6.3）、納品物である印刷物6,500部及び印刷に使用した版下データ（CD-ROM）のいずれについても納品されていないことが認められた。</p> <p>このような状況であるにもかかわらず、部は、平成25年3月29日付けで納品検査を完了し、印刷代金を支払っていたことは適正でない。</p>	<p>印刷物6,500部及び印刷に使用した版下データ（CD-ROM）については、平成25年6月14日に納品されている。</p> <p>平成25年6月12日に薬務課内において、係長会を開催し、請負契約における適正な履行期限の設定や係内業務等における進捗状況の適切な把握など、再発防止のための周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
77	福祉保健局	契約事務 手続を適正 に行うべき もの	<p>北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、府中療育センター及び多摩療育園では、医事会計システムのリース及び保守契約をそれぞれBと締結しており、いずれの契約においても、Bは、毎月の定期点検等に係る保守報告書を提出することとなっている。</p> <p>ところで、いずれの所においても、Bからの保守報告は4月分及び5月分にとどまっており、6月分以降については、Bとは別のCから提出を受け、Bからは報告を徴しないまま、毎月の契約代金の支払を行っていることが認められた。</p> <p>医事会計システムは、個人情報を取り扱うことから、いずれの契約においても再委託は原則禁止されている。例外として補助的業務を再委託する場合は、あらかじめ書面により都の承認を得なければならないとされている。</p> <p>しかしながら、いずれの所においても、再委託承認手続を行うことなくCが保守作業等を行うことを容認しており、適正でない。</p>	<p>北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、府中療育センター及び多摩療育園においては、平成25年度から、Cを再委託者とする承認手続を行った。また、毎月の保守報告書についてもBから提出を受け、契約事務手続の適正化を図った。</p> <p>なお、今回の監査指摘を受け、各所において係長会等を開催し、契約事務手続の適正化を図ることを職員に改めて周知徹底した。</p>
78	病院経営本部	前渡金受 払簿の記帳 を適正に行 うべきもの	<p>病院経営本部では、東京都病院事業財務規則（昭和39年東京都規則第123号）第46条に定める経費について、資金前渡受者が必要な資金の前渡を受け、支払を行っている。</p> <p>規則第10条では、資金前渡受者は、前渡金受払簿を備え、その整理をしなければならないとされており、規則第11条では、帳簿は、証拠となるべき書類により、正確かつ明白に記帳しなければならないとされている。</p> <p>ところで、前渡金受払簿について見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。</p> <p>① 多摩総合医療センターは、医療従事者の緊急登院に要するタクシー代（平成24年度合計32万446円）及び夜間看護従事者に対するタクシー代（平成24年度合計729万1,510円）の支払を、資金前渡受者が、資金の前渡を受けて行っているが、その支払について、前渡金受払簿への記帳を年間を通じて行っていない。</p> <p>② サービス推進部では医療安全研修に係る経費について、多摩総合医療センターでは、庁有車有料道路使用料及び研修参加費の一部について、前渡金受払簿の日付が証拠書類と一致しておらず、事実に基づいた正確な記帳をしていない。</p>	<p>資金前渡における適正な事務処理について、平成25年7月5日に実施した研修を通じ、本部事務担当者及び各病院の会計担当者に対して周知し、徹底を図った。</p> <p>その結果、各指摘事例について、以下のとおり改善された。</p> <p>① 緊急登院に要するタクシー代及び夜間看護従事者に対するタクシー代の支払については、平成25年度分より記帳を行うこととし、起案時に前渡金受払簿を管理している担当者へ協議することで、前渡金受払簿への記帳漏れを防いでいる。</p> <p>② 平成25年度の前渡金受払簿においては、受払簿の日付が金融機関受領証や預金通帳等と一致していることを確認している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
79	病院経営本部	前渡金の支払及び精算を適正に行うべきもの	<p>病院経営本部では、東京都病院事業財務規則（昭和39年東京都規則第123号）第46条に定める経費について、資金前渡受者が必要な資金の前渡を受け、支払を行っている。</p> <p>規則第49条によれば、資金前渡受者は、前渡金支払精算書を作成し、証拠書類を添えて、精算しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、広尾病院・墨東病院及び多摩総合医療センターでは、夜間看護従事者に対するタクシー代の支払を、資金前渡受者が資金の前渡を受けて行っているが、精算を要するにもかかわらず、これを不要として取り扱っており、その結果、精算が行われていないことは、適正でない。</p> <p>また、監査日（平成25.5.15）現在、多摩総合医療センターでは、夜間看護従事者に対するタクシー代を当該従事者に支払わないまま、現金を長期にわたり病院内に保管しているものがあり、速やかに支払っていないことは、適正でない。</p> <p>病院は、前渡金の支払及び精算を適正に行われたい。</p>	<p>資金前渡における適正な事務処理について、平成25年7月5日に実施した研修を通じ、本部事務担当者及び各病院の会計担当者に対して周知し、徹底を図った。</p> <p>その結果、指摘のあった全病院において、夜間看護従事者に対するタクシー代の精算処理については、東京都病院事業財務規則第49条に則り精算を行うこととした。</p> <p>また、多摩総合医療センターにおいて監査日現在支払が完了していなかった3件の事案については、当該職員への支払が完了した。</p> <p>今後も、前渡金についての支払及び精算を適正に行っていくとともに、前渡金受領後速やかに該当職員へ支給し、所定期間内に精算を行う。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
80	病院経営本部	医薬品の共同購入契約に係る検収の適正性を確保すべきもの	<p>東京都契約事務規則第50条第2項において、検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならないとされている。</p> <p>各病院（原則、PFI方式による運営を行っている病院を除く。）は、医薬品についてサービス推進部において一括契約し、共同購入を行っている。その事務処理方法は、「事務の手引き」（平成19年サービス推進部作成）により定めており、共同購入では、各病院が医薬品会社に発注し、検収を行い、納品があったときは、各病院は、納品書を本部に送付することとなっている。</p> <p>ところで、広尾・大塚・墨東・神経各病院及び多摩総合医療センターにおける検収等履行確認の状況について見たところ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 検査日等が記載されていない ② 納品書の日付が発注日以前である ③ 部に提出された納品書と、病院控えの納品書の日付及び検査日が相違しているなどの適正でない事例が認められた。 <p>これらは、各病院の検収等履行確認が、契約書、仕様書、発注書等に基づき行われていないなど、形骸化していることに加えて、部が、各病院の検収等履行確認結果を十分に確認していないことによるものであり、部は、各病院を指導するとともに履行完了の確認を十分行うなど、検収の適正性を確保する必要がある。</p>	<p>平成25年6月28日開催の用度係長会において、共同購入に係る業務履行確認について適正に行うよう指導を行った。</p> <p>また、本部の共同購入担当者が各病院を巡回して病院における履行確認の状況について直接点検を実施した。</p> <p>その上で、部における履行完了の確認に当たり、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 病院事務担当者への発注日程の確認 ② 提出された納品書における内訳の確認 ③ 提出された納品書の納品日及び検査日が、仕様内容及び契約事務規則に反していないかどうかの確認 <p>を確実に行った。</p>
81	産業労働局	工事記録写真に係る確認を適正に行うべきもの	<p>工事記録写真は、工事が期限までに適正に行われたことを判断するための重要な資料である。局は、土木工事においては工事記録写真撮影基準（平成22年4月建設局）、建築工事においては工事記録写真撮影要領（平成12年財務局）に基づき、工事件名、工種名、撮影日等を記載した黒板等を入れて、施工状況を撮影することとしている。</p> <p>ところで、総務部、雇用就業部、農業振興事務所、島しょ農林水産総合センター及び多摩職業能力開発センターの工事記録写真について見たところ、基準・要領に従わず、撮影日の記載が無いものが認められた。</p>	<p>平成25年6月28日に実施した契約事務担当者研修において、工事記録写真に係る確認を適正に行うよう指導を行った。</p> <p>これを受けて、各部所においても、会議などを通じて関係部署に周知徹底を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
82	産業労働局	リース契約の積算を適切な算出方法に基づいて行うべきもの	<p>農林水産部及び島しょ農林水産総合センターのリース契約に係る積算について見たところ、次のとおり、積算が妥当であるか確認できない状況が認められた。</p> <p>部及び所は、リース契約の積算を適切な算出方法に基づいて行われたい。</p> <p>① 農林水産部における「端末機器等の借入れ」については、積算に当たって保守を含んだ商品価格と初期導入費用とを合計した価格にリース料率を乗じて積算したため、リース料と保守料をそれぞれ算出していない。</p> <p>② 島しょ農林水産総合センターにおける「分析機能付き走査型電子顕微鏡の賃借」については、積算内訳がない月額リース料のみの表示となっている。</p>	<p>平成25年6月28日に実施した契約事務担当者研修において、リース契約の見積り積算等を適正に行うよう指導を行った。</p> <p>① 農林水産部では、平成25年7月8日の係長会議において、リース契約時にはリース料と保守料をそれぞれ算出するよう周知徹底を行った。</p> <p>② 島しょ農林水産総合センターでは、平成25年7月11日に実施した事業所長会（第2回）において、リース料、保守料をそれぞれ算出することと、見積り徴取時には内訳の提示を求めることについて周知徹底を行った。</p>
83	産業労働局	リース契約の積算を適切な料率に基づいて行うべきもの	<p>毎年度、総務局が作成する「情報システム関係の単価基準等について」では、積算で適用するリース料率の上限値、保守料率の参考値などが定められている。</p> <p>ところで、労働相談情報センター及び東京都障害者職業能力開発校のリース契約に係る積算について見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。</p> <p>両所は、リース契約の積算を適切な料率に基づいて行われたい。</p> <p>① 労働情報相談センターにおける「NAS等の借入れ」については、特段の理由無く、参考値を超えた保守料率を適用し積算したため、参考値に基づく積算額と比べ、リース期間全体で77万8,020円（監査事務局試算）が過大積算になっており、また、19万4,940円（監査事務局試算）が不経済支出になっている。</p> <p>② 東京障害者職業能力開発校における「パーソナルコンピュータの借入れ」については、特段の理由無く、上限値を超えたリース料率を適用し積算したため、リース期間全体で19万325円が過大積算になっている。</p>	<p>平成25年6月28日に実施した契約事務担当者研修において、リース契約の見積り積算を適正な料率に基づいて行うよう指導を行った。</p> <p>① 労働相談情報センターでは、リース契約の見積り積算において、チェックリストを作成することとし、平成25年6月25日の所長会において周知徹底を行った。</p> <p>② 東京障害者職業能力開発校では、平成25年7月31日の職員会議にて周知を行い、その後課内に研修資料を配布して適用規定、基準等の改正を適切に把握するよう徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
84	建設局	工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>東京都工事施行規程及び同実施細目（以下「規程等」という。）により、工事請負契約の締結後に、工事内容の変更及び工期の変更並びにこれらに伴う契約金額の変更を行う場合については、文書によって工事変更の決定手続を行うことと定められている。</p> <p>また、工事変更の手続はその都度速やかに行う方法のほかに、重要な構造・工法の変更などを伴う工事変更でない場合は、工期末に一括して工事変更（以下「一括変更」という。）の手続を行うことができると定められており、一括変更を行う場合においては、各変更工事の施工前に部長名又は所長名による文書「工事の設計変更について」（実施細目様式11）により、工事変更の内容及び工期末に一括変更を行う旨を請負者に通知し、請負者から承諾書を徴することとなっている。</p> <p>ところで、西多摩建設事務所で行った黒沢川における護岸補修等の契約（工期：平成24.11.12～平成25.2.27）及び南多摩西部建設事務所で行った交差点改良工事の契約（工期：平成24.5.21～平成25.1.30）では、工事請負契約の締結後に、工事内容の変更を行い、工期末に一括変更の事務手続をそれぞれ行っている。</p> <p>しかしながら、当該変更工事については、規程等によれば、施工前に「工事の設計変更について」を請負者に通知し承諾書を徴すべきであるところ、これを行っておらず、適正でない。</p>	<p>西多摩建設事務所では平成25年7月3日の工事第二課全体会及び同年8月5日の工事係担当者会において、南多摩西部建設事務所では平成25年7月4日の工事係係長・担当者会議において、東京都工事施行規程及び同実施細目に基づき、今後の工事変更に係る事務手続を適正に行うよう、改めて所内周知し、再発防止に努めることとした。</p>
85	建設局	工事変更手続を適正に行うべきもの	<p>東部公園緑地事務所は、工事の変更に当たり、より客観性のある適切な変更を行うため、東部公園緑地事務所における工事変更検討会の設置・運営に関する要綱を定め、原則として当初契約金額の10%又は400万円を超える変更が見込まれる案件等に該当した場合は、工事変更検討会に諮ることとしている。</p> <p>しかしながら、和田堀公園体育施設整備工事（契約金額：1億7,890万6,350円、工期：平成24.1.17～平成24.9.7）について、第4回目の工事変更において466万9,245円の増額変更が生じ、検討対象案件であるにもかかわらず、所が、特段の理由もなく工事変更検討会に諮っていないことは適正でない。</p>	<p>平成25年6月25日の設計・工事担当係長会において、「東部公園緑地事務所における工事変更検討会の設置・運営に関する要綱」に基づき工事変更手続を適正に行うよう、改めて所内周知し、再発防止に努めることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
86	建設局	工事記録写真に係る確認を適正に行うべきもの	<p>工事記録写真は、工事が期限までに適正に行われたことを判断するための重要な資料であるため、工事記録写真撮影基準（平成22年4月建設局）において、工事件名、工種名、撮影日等を記載した黒板等を入れて、施工状況を撮影することと定められている。</p> <p>しかしながら、東部公園緑地事務所において工事記録写真を確認したところ、監査日現在、23契約について、基準に従わず、撮影日の記載が無いものが見受けられたことは適正でない。</p>	<p>平成25年6月25日の設計・工事担当係長会において、「工事記録写真撮影基準（平成22年4月建設局）」に基づき工事記録写真の取扱いを適正に行うよう、改めて所内周知した。</p> <p>また、工事受注者に対しても、契約締結時に同基準を遵守するよう指導するとともに、工事安全対策講習会等の機会を捉えて周知徹底した。</p>
87	建設局	単価契約工事等に係る指示手続を適正に行うべきもの	<p>単価契約工事実施要領（平成16年4月建設局公園緑地部。以下「要領」という。）によれば、監督員が施工の指示を行う際には、工事主管課において指示箇所及び指示内容等を指示記録簿に記載して簡易決裁をとり、請負者に施工内容等を説明した上で、指示記録簿にサインさせることとしている。</p> <p>ところで、東部公園緑地事務所における指示記録簿の取扱いについて確認したところ、22契約について、指示書による指示を合計155件行っているものの、指示記録簿を作成していないことが認められた。</p> <p>指示記録簿は、請負者に対する指示箇所及び指示内容等を組織として決裁するものであり、要領に従わず、これを作成しないまま指示及び施工していることは適正でない。</p>	<p>平成25年6月25日の設計・工事担当係長会において、要領に基づき単価契約工事等に係る指示手続を適正に行うよう、改めて所内に周知徹底を図り、再発防止に努めた。</p>
88	建設局	リース契約に係る起案文書を適正に保存すべきもの	<p>建設局が定めた文書保存期間表では、リース当初における起案文書は、事業の継続期間中は保存しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、用地部が締結している電子計算機器の賃借（移転資金貸付金徴収システム）契約（契約金額：504万円、リース期間：平成20.4.1～平成25.3.31）について見たところ、起案文書が廃棄されているために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。</p> <p>部は、リース契約に係る起案文書を適正に保存されたい。</p>	<p>平成25年9月6日付けの企画担当部長通知で、IT機器に係るリースにおける留意事項について関係部所に通知した。</p> <p>用地部は、今後、当通知に基づき適正に保存するとともに、再発防止に努めることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
89	建設局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>リース契約におけるリース料及び保守料の積算について見たところ、総務部が行った3契約及び土木技術支援人材育成センターが行った1契約では、通常保守を必要としないケーブル、プリンタスタンド等を保守対象に含めて保守料を算出している。</p> <p>また、情報システム関係の単価基準により、積算で適用する5年リースの料率の上限値が定められているが、このうち1契約においては、特段の理由無く、上限値を超えた料率を適用し積算している。</p> <p>これらのことから、リース期間全体で、合わせて積算額約430万円（監査事務局試算）が過大となっている。</p>	<p>平成25年9月6日付けの企画担当部長通知で、IT機器に係るリースにおける留意事項について関係部所に通知した。</p> <p>総務部及びセンターは、今後、当通知に基づき適切に積算するとともに、再発防止に努めることとした。</p>
90	建設局	再リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>リース契約の積算において、総務局が作成したIT経費適正化マニュアルによれば、再リース時のリース料は、当初契約時のリース料に対し、10分の1程度を乗じた金額となり、保守費用については、5年程度までは当初保守料と同程度の金額になるとされている。</p> <p>ところで、総務部が締結している再リース契約「マイクロデジタルリーダープリンターの賃借」について見たところ、再リース予定価格はリース料と保守料が区分されず、一式計上となっていることが認められた。</p> <p>そこで、再リース契約の予定価格について、リース料を当初リース予定価格の10分の1の金額とし、保守料を当初リース予定価格の金額として試算すると、積算額約28万円（監査事務局試算）が過大となる。</p> <p>部は、再リース契約に係る積算を適切に行われたい。</p>	<p>平成25年9月6日付けの企画担当部長通知で、IT機器に係るリースにおける留意事項について関係部所に通知した。</p> <p>総務部は、今後、当通知に基づき適切に積算するとともに、再発防止に努めることとした。</p>
91	建設局	リース料と保守料を区分し積算を適切に行うべきもの	<p>リース契約の積算において、リース料は、本体価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて、保守料は、本体価格のみに対して保守料率を乗じて、それぞれを算出する必要がある。</p> <p>しかしながら、道路管理部が締結したリース契約3件について積算内訳を見たところ、業者が提出した参考見積価格をもとに積算金額としたことから、予定価格はリース料と保守料が区分されず合算された金額となっており、リース料及び保守料が一式計上となっている。</p>	<p>平成25年9月6日付けの企画担当部長通知で、IT機器に係るリースにおける留意事項について関係部所に通知した。</p> <p>道路管理部は、今後、当通知に基づき適切に積算するとともに、再発防止に努めることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
92	建設局	保守内容を適切に定めるべきものの	<p>総務部が締結している、土地境界図面等管理端末及び周辺機器の賃借（リース期間：平成20.4.1～平成25.3.31）契約では、保守の仕様について、常に正常な状態で稼動するように保守を行い、故障時は迅速に対応することとあるのみで、仕様書で規定すべき機器に係る保守の対象範囲、窓口対応時間等が具体的に定められておらず適切でない。</p>	<p>平成25年9月6日付けの企画担当部長通知で、IT機器に係るリースにおける留意事項について関係部所に通知した。</p> <p>総務部は、今後、当通知に基づき仕様書で規定すべき事項を適切に定めるとともに、再発防止に努めることとした。</p>
93	建設局	一般廃棄物を適正な金額で処理すべきものの	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。</p> <p>ところで、西多摩建設事務所は、所管する奥多摩周遊道路内にある2か所の共同便所のし尿汲取業務を委託（奥多摩町分はBに、檜原村分はCに委託）しているが、檜原村分のし尿汲取業務委託契約に際しては、村が条例により定める単価を超えて契約しており適正でない。また、奥多摩町分については、条例単価（消費税込）に消費税を加算した金額で契約しており適正でない。</p> <p>このため、差額合計2万720円が過大支出となっている。</p>	<p>奥多摩町分及び檜原村分のし尿汲取業務委託契約について、平成25年7月8日付けで契約を解除した。</p> <p>今後は、各町村による、し尿汲取収集を実施してもらうこととなり、その代金については、町村からの条例単価による請求に基づき、適正な金額で支出した。</p>
94	建設局	委託契約に係る履行確認を適正に行うべきものの	<p>西多摩建設事務所は、し尿汲取業務委託の履行確認の際、し尿の搬入先である秋川衛生組合の発行する計量表の提出を求めず、作業完了確認書に記入された汲取量をもって、委託料を支払っている。</p> <p>所は、その理由として、業者の使用するバキューム車の最大積載容積は3,600ℓであり、毎回最大積載容積分を汲み取るためとしているが、車検証で確認したところ、当該車両の最大積載容積は3,100ℓであり、また、実地監査日後に提出された秋川衛生組合の計量表で汲取量を確認したところ、全ての作業日において最大積載容積分を超過しているとともに、作業完了確認書記載の汲取量と一致しないことが認められた。</p> <p>所が、最大積載容積の確認、メーターの読取、計量表の徴収等を怠っていること、また契約代金支払の根拠となる汲取量を確認せずに、代金を支払っていることは適正でない。</p>	<p>奥多摩町分のし尿汲取業務委託契約について、平成25年7月8日付けで契約を解除した。</p> <p>今後は、町によるし尿汲取収集を実施してもらうこととなり、その代金については、町からの条例単価による請求に基づき、適正に支出した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
95	建設局	受託者が許可業者であることを確認した上で契約すべきもの	<p>西多摩建設事務所は、奥多摩出張所・奥多摩工区浄化槽維持管理委託（契約期間：平成24.4.27～平成25.3.31）契約をDと締結している。契約の内訳を見ると、年4回の保守点検に加え、年1回の浄化槽清掃（汚泥の収集運搬）を実施することとしている。</p> <p>ところで、この清掃で排出される浄化槽汚泥は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により、一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者に委託しなければならないが、所は、一般廃棄物の収集運搬業の許可業者ではないDに収集運搬委託をしており適正でない。</p>	<p>平成25年度の奥多摩出張所・奥多摩工区浄化槽維持管理委託契約においては、保守点検業務のみを実施させている。</p> <p>汚泥の収集運搬については、奥多摩町によるし尿汲取収集を実施することとした。</p>
96	港湾局	工事代金の支払手続を適正に行うべきもの	<p>東京港管理事務所が締結している平成24年度海の森公園整備工事（その2）契約（工期：平成24.8.24～平成24.12.21）について、工事成果物納品書によると、工事しゅん功図は、平成24年12月21日に納品されている。</p> <p>その後、平成24年12月28日に行われたしゅん功検査において、検査員から受注者が納品した工事しゅん功図に工事の変更内容を反映させるよう指示されたが、検査自体は、原設計図・変更図等により実施できたことから、後日、監督員が工事しゅん功図の修正を確認し、検査員に報告することとして、しゅん功検査は合格と判定されている。</p> <p>ところで、修正された工事しゅん功図については、監査日（平成25.4.24）現在、納品されていないことが認められたにもかかわらず、所は、平成25年2月5日付けの請求書により工事代金を支払っており、適正でない。</p>	<p>所内担当課において、指摘事項の確認及び再発防止策の検討を平成25年4月24日から同年5月28日までに3回実施し、その他同年7月9日及び8月13日にも工事しゅん功図書納品後に工事代金支払手続を行うことを、職員に周知徹底した。</p> <p>また、同年8月22日にしゅん功図書の早期納品と、納品されなければ支払手続に入らないことを、工事受注者に周知指導した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
97	港湾局	適正に設計・起工すべきもの	<p>東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号）第9条第1項に基づく、港湾局の設計基準（昭和54年5月港湾局長決定。以下「設計基準」という。）第3章第2節第3号では、「設計担当者は、設計を行うに当たって地象、気象、海象、周辺環境、権利関係、障害物、既設構造物、他の工事との関連、その他の現地条件を十分把握する。」と規定されている。また、規程第11条第1項第2号は、工事の起工に当たり「工事施行の時期、施設等の移設及び埋設その他工事の施行について関係方面と調整されていること」と規定されている。</p> <p>ところで、東京港管理事務所が締結している平成24年度海の森公園整備工事（その2）契約（工期：平成24.8.24～平成24.12.21）について見たところ、工事の内容変更に関して、工期末に一括変更を行っている。</p> <p>しかしながら、敷地造成工・仮排水工・ガス管嵩上げ工の変更項目については、事前に把握できた又は事前に調整できた事項であることから、所は、現地条件の把握や関係方面との調整を行い、設計基準及び規程の定めに基づいて設計・起工すべきところ、これを行っておらず、適正でない。</p>	<p>所内担当課において、指摘事項の確認及び再発防止策の検討を平成25年4月24日から同年5月28日までに3回実施し、その他同年7月9日及び8月13日にも、今後の設計に際しては設計基準及び規程に基づいた、適切な事前調整を行うことを周知徹底した。</p>
98	港湾局	受注者に対する適正な指導を行うべきもの	<p>工事請負契約書第17条において、受注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する事実を発見したときは、その旨を監督員に通知し、所は、通知の内容を調査し、その結果を受注者に通知しなければならないとされている。</p> <p>ところで、東京港管理事務所が締結している平成24年度海の森公園整備工事（その2）契約（工期：平成24.8.24～平成24.12.21）における工事変更のうち、交通誘導員の配置変更は、施工計画書により交通誘導員を2名配置するとしていたものを、工事の施行に当たり、1名の配置としたことにより生じた変更である。</p> <p>このような変更を行う場合、受注者は、所に対して事前に書面により通知すべきであるにもかかわらず、この手続を行わないまま、交通誘導員の配置人数を減じており、所は、当該減員の状況を把握しながら、必要な手続を行うよう指導しなかったことは適正でない。</p>	<p>所内担当課において、指摘事項の確認及び再発防止策の検討を平成25年4月24日から同年5月28日までに3回実施し、その他同年7月9日及び8月13日にも、契約変更につながる事項については、受注者に速やかに所定の手続を取らせることを職員に周知徹底した。</p> <p>また、同年8月22日に契約変更につながる事項については、所定の手続を遵守するよう工事受注者に周知指導した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
99	港湾局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>港湾整備部における2件のリース契約について、積算内訳を見たところ、次のとおり適切でないものが認められた。</p> <p>① リース料の積算根拠となる金額が、サーバ、ソフトウェアなどの一式表示となっており、各機器等の金額内訳が不明である。</p> <p>② リース物件中、保守を必要としないラック、OS、統合オフィスソフト等を保守対象に含めて保守料を積算している。</p>	平成25年7月18日に開催された工務関係係長会で、リース契約の適正な積算に努めていくことを職員に周知徹底した。
100	東京消防庁	工事記録写真の撮影日に係る確認を適正に行うべきもの	<p>工事記録写真は、財務局工事記録写真撮影要領において、工事件名、工種名、撮影日等を記載した黒板等を入れて、施工状況を撮影することと定められている。</p> <p>ところで、防災部が所管する2件の工事請負契約において、工事請負者の撮影した工事記録写真の全部に日付の撮影がされていない状況が認められた。</p>	平成25年6月19日に経理契約課長通知を发出し、本庁内各課長、各方面本部副本部長並びに各消防署副署長、分署長、警防課長及び予防課長に対し、工事記録写真の撮影日に係る確認の適正な処理の徹底について指導した。
101	東京消防庁	契約電力を改めるべきもの	<p>東京消防庁本部庁舎における電気料金について見たところ、東京電力株式会社との電気供給契約は、契約種別を夜間料金の安価な特別高圧季節別時間帯別電力Aとしており、継続的な省エネ及び節電対策により、平成20年度からは契約電力を1,300kWから1,100kWに引き下げている。</p> <p>ところで、平成20年以降の月別最大需要電力実績は、最大でも1,000kWであり、平成23年3月に発生した東日本大震災以降は、更なる節電に取り組んでいるため、最大876kWであった。</p> <p>仮に平成24年1月から同年12月までの契約電力を100kW引き下げただけでも、169万余円の基本料金を節減できることから、部は、過去の最大需要電力実績を踏まえた契約電力に改められたい。</p>	契約電力について、平成25年5月の契約更改時に東京電力株式会社との電気供給契約の見直しを行い、900kWに引き下げた。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
102	交通局	補修工事契約に係る設計を適切に行うべきもの	<p>建設工務部は、志村寮の外階段に接続する鉄骨階段のエキスパンションジョイント部の改修工事契約（工期：平成24.10.30～平成25.3.22、以下「本件契約」という。）を締結している。</p> <p>本件改修工事については、本件契約に先立って、別業者と工事契約を締結（以下「当初契約」という。）したものの、部作成の設計図面には、排水管の記載がないなど工事現場と相違があったことから、契約解除申入れがあり、協議解除した経緯がある。</p> <p>部は、本件契約の発注時には、当初契約が協議解除となった経緯を踏まえつつ、目視・計測による調査を行い、排水管の一部については支障物として契約内容に図示・計上し、雨水縦樋については、支障がないと判断し、契約内容に図示・計上しなかった。</p> <p>ところで、部は、工事の進捗に伴い、雨水縦樋が施工上支障となったことから、雨水縦樋の切回し工事が必要であることを理由として、契約変更を行っていた。</p> <p>これらの経緯を踏まえると、部は、十分な事前調査、施工方法の検討を行うべきであったにもかかわらず、必要な工事を本件契約内容に図示・計上していなかったことは、適切でない。</p>	<p>平成25年5月13日の係長会及び同月24日の工務事務所との情報連絡会において、指摘事項を踏まえ、設計時には十分な事前調査を行い、施工方法を検討の上、設計図書へ支障物移設等を適確に明示するよう職員に対し、周知徹底を図った。</p>
103	交通局	工事完了検査及び支出事務手続を適正に行うべきもの	<p>発電事務所は、多摩川第三発電所屋外照明設備修繕工事契約（契約期間：平成25.2.20～平成25.3.29、契約相手先：C）を締結している。</p> <p>この工事について、所は、Cから、配車の都合上、履行期限内には廃材の搬出ができず、搬出が平成25年4月5日となる報告を受け、了承している。</p> <p>所は、契約内容の主たる目的である照明設備（5台）の設置は全て終了しており、廃材についても、既にCと搬出業者との間で建設廃棄物処理委託契約が締結されていることから、確実に搬出する旨の確約を得たとし、工事を完了したものと取り扱っており、完成年月日及び検査年月日を平成25年3月29日とする工事完了検査証を作成の上、同日付けで支出決定を行っていた。</p> <p>しかしながら、廃材の搬出が完了したのは、平成25年4月5日であることから、これをもって工事完了とし、かつ、平成25年度に支出執行すべき案件であるにもかかわらず、所が、平成25年3月29日付けで工事を完了したのものとして平成24年度に支出したことは、適正でない。</p>	<p>本事例をもとに平成25年6月19日の発電事務所係内会議（定例会）において所内職員に対し注意喚起を行い、同様の事例が再発しないよう、検査事務実施要領及び事務手続について周知徹底を図った。</p> <p>また、所内の検査員に対し、交通局資産運用部会計課が主催した検査員研修（同年6月7日、14日、18日）を受講させた。</p> <p>当日受講できなかった所内の検査員のほか、発電事務所長や所内職員も上記検査員研修の資料に基づき、同年8月26日に発電事務所において所内研修を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
104	交通局	車載料金機による計数値と現金有り高の不一致を適切に確認すべきもの	<p>自動車部が所管するバス車内運賃收受の仕組みは、まず車載料金機によって運賃投入時に自動的に計数（車載料金機による計数値）を行い、その後、バス乗務員及び営業所職員（車庫職員を除く。）に開放できない仕組みの料金箱をバスから回収の上、各営業所内で収束したものを受託業者に搬送、計数（現金有り高）させ、局へ納金されることとなっている。</p> <p>料金機メーカーは、車載料金機による計数と、受託業者が計数した現金有り高との差額が発生する理由について、車載料金機の構造上、運賃からつり銭準備金へ自動的に補充する関係などで誤差が出るためとしているが、部は、その誤差が±5%を超過した場合には、その要因について調査することとしている。</p> <p>ところで、部において、平成25年1月から3月の期間について、均一料金でない青梅支所を除く各営業所等の差額を確認したところ、±5%を超過した回数が16回あった。これらについて、部は、営業所から電話等で聞き取りにより要因調査を行ってきたとしているが、部及び営業所には、調査についての記録が残されていなかった。</p>	<p>料金機メーカーの意見を参考に、部で定めた範囲の不一致が発生した場合には、要因調査を行い、「料金機計数金額誤差確認票」を作成し、調査記録を残すこととし、平成25年7月1日付事務連絡にて各営業所に通知した。</p>
105	交通局	過收受運賃の返金事務を適切に行うべきもの	<p>自動車部は、バス車内において、利用者から規定運賃よりも多額の運賃を收受した場合の処理について、要領で定めており、要領によれば、ICカードによる過払いなどで車内で対応できない場合、利用者には「現金・ICカード誤收受金返金確認票」（以下「確認票」という。）等に記入してもらい、後日、現金書留で返金することとしている。</p> <p>ところで、小滝橋、早稲田、千住各営業所において、確認票の処理等について見たところ、以下のとおり、問題点が見受けられた。</p> <p>① 確認票の保管は、要領により3年保存とされているが、利用者の個人情報に係る書類であると判断し、返金処理後に廃棄するなど、結果として、利用者に対する返金事由等が不明になっている事例が複数認められた。</p> <p>② 確認票に記入してもらえなかった場合、乗務員は、氏名等を聞き取り、営業所で報告を行い、報告を受けた運輸係は、個人別追加収入内訳書などの帳票に、乗務員の氏名等とともに返金すべき額を記載することとなっている。一方、利用者に現金書留を発送する際、文書郵送簿等の発送台帳には、金額と相手先のみを記入するため、個人別追加収入内訳書などの帳票と発送台帳との記載内容が整合しない事例が複数認められた。</p>	<p>確認票の保管については、平成25年6月13日付事務連絡により改めて各営業所に周知した。また、バス車内での過收受金を後日営業所から返金する場合の取扱いを部として整理し、平成25年6月13日付事務連絡にて各営業所に処理方法について周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
106	交通局	保守委託について適正に契約事務手続を行うべきもの	<p>自動車部は、バス車内で収受した現金運賃に係る料金精算装置及び回数券精算装置について、精度保持と安定した運用維持を図るため、装置の製造元と、24時間365日間の保守体制を保証する内容で保守委託契約を締結している。</p> <p>ところで、この保守委託契約について、平成24年9月30日に前契約終了後、新たな契約を10月30日に締結するまでの間、契約が存在しない期間が認められた。</p> <p>部は、契約のない期間においても受託者側に保守体制を継続させていたため、10月30日からの契約において、契約のない10月1日から同月29日までの期間における費用負担分も含め積算した上で契約し、支出したとしているが、①契約がない期間にも保守を継続させ、②契約が存在しない期間が発生することを承知しておきながら、その期間分も含めて保守金額を積算し支出することとなったことは適正でない。</p>	<p>部は契約事務に当たり、適切な時期を逸しないよう、年間予定表を作成し定期的に確認を行うとともに、年間予定表を契約関係部署にも提出し、双方でチェックをするように事務手続を改めた。今後とも適正な契約事務手続に努める。</p>
107	水道局	起工変更等の事務手続を適正に行うべきもの (東部第二支所)	<p>水道局は、工事請負契約の締結後に工事内容等を変更する場合、その都度「起工変更」手続を行い、内容が簡易なときや起工変更を行ういとまがないときは、都度、簡易な「施工変更」手続を行ったのち工期末に起工変更を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、東部第二支所で行った、葛飾区東四つ木三丁目10番地先から墨田区八広六丁目59番地先間配水管補修工事において、支所は、工事内容の変更を行っているが、口頭による請負者への承認のみを行い、起工変更及び施工変更の事務手続を行っていない。</p>	<p>東部第二支所配水課では、平成25年2月25日に関係者会議で、工事担当者及び関係職員に工事事務処理の適正化について周知徹底を図った。</p> <p>さらに、同年3月25日の給水部主催の全体工務係長会で、工事事務処理の適正化について指導を行った。</p>
108	水道局	起工変更等の事務手続を適正に行うべきもの (中央支所)	<p>水道局は、工事請負契約の締結後に工事内容等を変更する場合、その都度「起工変更」手続を行い、内容が簡易なときや起工変更を行ういとまがないときは、都度、簡易な「施工変更」手続を行ったのち工期末に起工変更を行うこととしている。</p> <p>中央支所が行った、港区白金台三丁目19番地先から同区白金台三丁目16番地先間配水管移設工事では、支所は、道路本復旧に当たり、道路管理者(都建設局)と調整の結果、工事内容を一部変更し、請負者に指示を行っている。</p> <p>しかしながら、当該変更について、3者(支所、建設局、請負者)で調整した打合せ議事録を作成しているものの、請負者への指示は口頭により行われ、施工変更の事務手続を行っていない。</p>	<p>中央支所配水課では、平成25年3月5日に配水課係長会で、工事事務処理を適正に行うよう周知徹底を図った。</p> <p>さらに、同年3月25日の給水部主催の全体工務係長会で、工事事務処理の適正化について指導を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
109	水道局	改善指示に係る連絡体制を整備するとともに、事務所と委託会社を指導すべきもの	<p>多摩水道改革推進本部は、有効期限メータの引換工事等を行わせるため、給水装置工事請負単価契約を複数の工事施工業者（以下「請負業者」という。）と締結している。各施工時における請負業者の選定については、東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）に委託して行っており、TSSが選定した請負業者に対する施工指示（発注）については、地域を所管する各給水管理事務所が行っている。</p> <p>メータ逆取付等が発生した場合には、以下の手順により対応している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 多摩地区営業業務委託契約を締結している株式会社PUC（以下「PUC」という。）に現場確認を行わせる。 ② PUCは、現場確認によりメータ逆取付等が確認できた場合には、当該請負業者を選定しないようTSSに連絡する。 ③ TSSは、PUCから連絡があった場合には、当該請負業者に対して施工指示（発注）しないよう、速やかに給水管理事務所へ報告する。 ④ 給水管理事務所は、TSSから報告があった場合には、当該請負業者に対して、迅速に改善指示書を交付する。 <p>改善指示書の交付や施工指示（発注）を停止するなどの措置については、各給水管理事務所及びTSSに通知している。</p> <p>しかしながら、多摩給水管理事務所（以下「事務所」という。）において、PUCが逆取付を確認したにもかかわらず、その情報が速やかに事務所に伝達されなかったことから、事務所は、逆取付が判明した請負業者に対し、改善指示書を迅速に交付できず、さらに、別の箇所の施工指示（発注）を行っている事例があり、適切でない。</p> <p>これは、本部が、改善指示書の取扱いをPUCに周知していないなど連絡体制に不備があったこと、また、事務所及びTSSにおいて、改善指示書の取扱いが本部から通知されていたにもかかわらず担当者へ周知徹底されていないことによるものである。</p>	<p>メータ逆取付等が発見された際には、速やかに改善指示書を交付し、指示停止する事務処理に改める。</p> <p>具体的には、PUCは逆取付発見の報告受付後、速やかに現場を確認し、TSSへ連絡を行う。TSSは、連絡に基づき、現場確認を行った後、給水管理事務所へ直ちに連絡を行い、給水管理事務所指示の下、受注者に対する新たな発注を停止する旨連絡する。</p> <p>このことを、本部において、平成25年3月29日付事務連絡により、給水管理事務所、PUC及びTSSへ周知徹底し、速やかに改善指示書の交付及び、適切な施工指示が行える連絡体制の改善を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
110	水道局	総計扱いによる料金算定を適正に行うべきもの	<p>東京都給水条例によれば、水道料金の算定について、同一の利用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合、各メータで計量した水量の合計を使用水量とし、従量料金については、合計基本料金に対応する口径（対応する口径がない場合は合計基本料金の直近下位に相当する口径）の料金を適用して、料金の算定を行う（以下「総計扱い」という。）こととしている。</p> <p>また、下水道においても、排出量を合算して料金を算定することとしている。</p> <p>しかしながら、大田営業所管内のEは、同一敷地内に3つのメータを設置しているが、所は、水道料金を総計扱いで算定していない。また、下水道料金についても、汚水の排出量を合算して料金を算定していない。</p> <p>この結果、平成24年において、水道・下水道料金合計で39万6,423円が算定不足となっている。</p>	平成25年2月19日付けで総計扱いを適用した。
111	水道局	未納料金の徴収整理を適正に行うべきもの	<p>水道料金等の徴収に係る事務については、民間企業へ委託しているが、所定の期間、仕様書に定められた徴収整理業務を行わせた後もなお未納の案件については、各営業所が案件の返還を受け、催告状の発送や、水の供給を止める給水停止執行、最終催告等を行い、その旨を未納カード情報に記載して整理することとしている。</p> <p>ところで、目黒営業所において未納カード情報を見たところ、7件について、所が最後に催告等を行った日以降も、長期にわたり未納料金が増加しているにもかかわらず、利用者に対する給水停止を含む催告行為が一切行われていない。</p>	目黒営業所においては、指摘案件を含め徴収整理を適正に行うべく、案件ごとに催告を含めて業務の強化を図り、指摘のうち2件は現時点で未納解消に至っている。残り5件については、一部支払を受け未納解消に努めている。残金についても、引き続き、催告等適正な徴収整理業務を行っていく。
112	水道局	水道章標等の在庫管理を適切に行うべきもの (南部支所)	<p>給水部は、給水装置業務委託契約により、東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）に対して、水道章標及びお客さま識別標について、必要数（補充数）の請求等の在庫管理を行わせている。</p> <p>南部支所桜丘庁舎では、TSSとの給水装置業務委託に基づき、月ごとに水道章標の請求及び在庫報告を受けていたが、TSSが継続して在庫量を誤記していたため、結果として、部材によっては月平均使用量の60か月分以上など、当該年度使用量を大幅に超える在庫をTSSが保管している。</p> <p>支所は、水道章標の在庫報告及び請求につき内容を精査し、過度な在庫を保管させることのないよう、TSSを指導されたい。</p>	南部支所給水第二課では、給水部からの平成25年4月4日付事務連絡「水道章標等の請求手続及び在庫管理について」に基づき、TSSから毎月提出される「水道章標請求書兼在庫報告書」により請求数量等を確認し、過度な在庫状況にならないようTSSに対し指導を行い、今後の在庫管理の徹底を図った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
113	水道局	水道章標等の在庫管理を適切に行うべきもの (給水部)	<p>給水部は、給水装置業務委託契約により、東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）に対して、水道章標及びお客さま識別標について、必要数（補充数）の請求等の在庫管理を行わせている。</p> <p>水道章標について、支所から報告のあった在庫数量等を部において確認したところ、複数の支所において、平均月使用数量と比較して、当該年度使用量を大幅に超える在庫を保管させている事例、また、相当期間在庫数量が変わらないため、誤記あるいは在庫管理の不履行又は水道章標部材が不要と考えられる事例が見受けられた。これらの事例の中には、相当の在庫を保管しているにもかかわらず更に請求を行っているものもある。</p> <p>また、お客さま識別標の在庫量等については、現在何ら在庫報告もなされておらず、年ごとの請求量を部が把握しているのみであることから、水道章標と同様に、過度な在庫を保管させることのないように管理する必要がある。</p>	<p>水道章標等の在庫報告及び請求を行う書類様式の定型化等の取扱いについて整理を行い、業務マニュアルを改訂した上で、平成25年4月4日、各支所給水課に事務連絡を送付した。</p> <p>① TSSについては、水道章標の在庫量だけでなく、お客さま識別標の在庫量も毎月確認する。</p> <p>② 各支所については、定型化された様式でTSSから毎月在庫報告及び請求が提出されることになり、管理状況を継続的に把握し指導を行う。</p> <p>TSSに対しては、平成25年4月5日のTSS所長会にて、上記内容の周知徹底を図った。</p> <p>局内関係部署に対しては、平成25年4月24日の係長会にて、上記内容の周知徹底を図った。</p>
114	水道局	草刈等作業委託契約に係る完了検査を適切に行うとともに、委託会社を指導すべきもの	<p>立川給水管理事務所は草刈等作業を委託しており、この委託に関する監理業務は、東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）に委託している。</p> <p>しかしながら、</p> <p>① 秋川導水路と乙津第二配水所の草刈では、手刈りで行う箇所があるが、作業記録写真によると全て機械により行われており、指示どおり履行されていない。この結果、5万1,985円が過払いとなっている。</p> <p>② 戸倉浄水所の草刈では、受託者が近隣住民からの苦情により実施した、契約外の箇所（他局用地）の作業記録写真を、当該契約の完了報告として取り扱っている。</p> <p>このような状況は、TSSに委託している監理業務において、まず確認・是正されているべきものであり、監理業務による履行確認が適切に行われていないことによるものである。</p>	<p>立川給水管理事務所において、過払い分について、平成24年度の支払で調整（減額）した。</p> <p>また、平成25年3月26日、所内連絡会議において、完了検査を適切に行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>監理業務を受託しているTSSに対しては、平成25年3月13日付「運転管理等業務委託指示書」により、履行確認等を適切に行うよう指導した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
115	下水道局	管きよ維持補修工事の適用範囲を適切に定めるべきもの	<p>施設管理部は、区部の公共下水道普及地域における本管、取付管などの管路施設について、緊急又は迅速に補修する必要がある工事を行うために、管きよ維持補修工事契約（工期：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：22億6,968万円）をAと締結している。</p> <p>当該工事については、小規模で工期が短く緊急性を要することを理由として行う例外的なものであることから、適用範囲、補修工事内容等については、管きよ維持補修工事事務処理要綱（平成11年下施管第484号）（以下「要綱」という。）により定めている。</p> <p>ところで、要綱では、管きよ維持補修工事の適用範囲として5項目を定めているが、管きよ維持補修工事の契約における特記仕様書では、要綱に記載のない「所管（管路）施設課長が必要と判断した工事」を管きよ維持補修工事の範囲としている。このため、管きよ維持補修工事として、要綱に定めのない工事を実施しており、適切でない。</p> <p>部は、管きよ維持補修工事の特性を踏まえ、適切な適用範囲を要綱及び特記仕様書に齟齬なく規定されたい。</p>	平成25年3月に要綱を改正し、特記仕様書との整合を図った。
116	下水道局	施行通知書による施行指示を適正に行うべきもの	<p>施設管理部は、平成23年度においても、Aと管きよ維持補修工事契約（工期：平成23.4.1～平成24.3.31、契約金額：22億5,121万7,850円）を締結している。</p> <p>ところで、西部第一下水道事務所において、平成24年度の管きよ維持補修工事について見たところ、中野出張所の指示番号第1号による工事（金額：132万5,606円）は、平成23年度に施行されているにもかかわらず、所は、平成24年度の管きよ維持補修工事として、施行通知書により施行を指示し代金を支払っており適正でない。</p> <p>所は、施行通知書による施行指示を適正に行われたい。</p>	<p>本件については、平成23年度の施行指示として処理すべき案件であったため、過年度修正処理により対応した。</p> <p>また、再発防止のため平成25年4月17日に各事務所・出張所への説明会を実施し職員への周知徹底を行い、各事務所等においてチェック体制を強化するよう注意喚起を行った。</p> <p>同年5月には本庁職員による内部チェックを実施した。今後も引き続き内部チェックの実施を予定している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
117	下水道局	競合工事に伴う協定書に基づき適正な支出を行うべきもの	<p>施設管理部は、管きょ維持補修工事契約をAと締結している。</p> <p>また、局は、公共ます設置工事等の下水道工事がガス供給管新設工事と競合する場合に東京ガス株式会社及びガス工事施工会社6社と道路の復旧に要する費用負担について、「競合工事に伴う道路復旧費の負担方法等に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結している。</p> <p>協定書では、下水道工事が先行し、Aの施工会社が仮復旧（簡易舗装）をした後、ガス工事施工会社がガス工事を行い、その後本復旧（正式舗装）を行った場合（以下「競合工事事例」という。）、所が、ガス工事施工会社から請求を受け、下水道工事に係る路面復旧負担金を支払うこととなっている。</p> <p>ところで、中部・北部・西部第一・西部第二下水道事務所において、競合工事事例を見たところ、Aの施工会社が直接ガス工事施工会社に負担金を支払っており、また所は、Aの施工会社が本復旧工事を行ったものとして、Aに負担金相当額を支払っているなど、協定書の内容と相違していることが認められた。</p> <p>各所は、協定書に基づき、適正な支出を行われない。</p>	<p>本件は、ガス工事施工会社と締結している協定の適用範囲に関する内容の周知が徹底されていなかったため発生した事例である。</p> <p>再度、適用範囲についてガス施工会社との間で確認を行うとともに、協定に基づき適切な支出を行うよう、各事務所・出張所に対し平成25年4月17日に説明会を実施し、職員への周知徹底を行い、各事務所等においてチェック体制を強化するよう注意喚起を行った。</p> <p>同年5月には本庁職員による内部チェックを実施した。今後も引き続き内部チェックの実施を予定している。</p>
118	下水道局	建設副産物に係る確認を適切に行うべきもの	<p>管きょ維持補修工事の施工に伴って発生する建設副産物（発生土、路盤材、アスコン塊、コンクリート塊等）の運搬や民間プラントにおいて行う処理が適正に行われているか確認するため、管きょ維持補修工事契約特記仕様書では、施工会社は着手日当日までに「建設副産物処理票（民間受入地用）」を作成し、監督員の確認を受けることとしている。</p> <p>しかしながら、東部第二下水道事務所において、平成24年4月から11月までに所が施工指示を行った管きょ維持補修工事について見たところ、「建設副産物処理票（民間受入地用）」を作成し、監督員の確認を受けるという手続を行っていない。</p> <p>その結果、所が、建設副産物について適正な処理が行われているか確認ができない状況となっており適切でない。</p>	<p>建設副産物に係る確認を適切に行えるよう、必要な情報を整理し、様式の改訂を行った。</p> <p>また、再発防止のために平成25年4月17日に各事務所・出張所への説明会を実施し職員への周知徹底を行い、各事務所等においてチェック体制を強化するよう注意喚起を行った。</p> <p>同年5月には本庁職員による内部チェックを実施した。今後も引き続き内部チェックの実施を予定している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
119	下水道局	管きょ維持補修工事の施行を適切に行うべきもの	<p>施設管理部は、本管、取付管などの管路施設を緊急又は迅速に補修するため、管きょ維持補修工事契約を締結しているが、管きょ維持補修工事に係る処理について、北部・西部第二下水道事務所で見たところ、次のような適切でない事例が見受けられた。</p> <p>① 管路施設維持管理マニュアルでは、日常的な巡視、住民等からの通報又は道路管理者の指示等によって異常を発見した際等には、処理経過を明確にするために受付処理票を作成することとなっている。</p> <p>しかしながら、北部下水道事務所が施工を指示した1件の工事について、受付処理票が作成されていないため、受付日や調査依頼内容、場所等が明確になっていない。その結果、緊急又は迅速に補修する必要がある工事として、管きょ維持補修工事で施行することが適切か確認できない。</p> <p>② 西部第二下水道事務所が施工を指示した1件の工事について、道路使用許可の条件として施工の際に交通誘導員を配置しなければならないにもかかわらず、施工の一部において交通誘導員を配置していない。</p> <p>③ 北部下水道事務所が施工を指示した5件の工事について、請負者は、施行通知書による施工の指示を受けてから着手すべきと特記仕様書で定められているにもかかわらず、指示日以前に道路使用許可申請が行われている、又は指示日以前に施工されている。</p> <p>④ 北部下水道事務所が指示した3件及び西部第二下水道事務所が指示した7件の工事について、工事完了検査の根拠となった工事写真は、施工写真撮影要領に基づき購入材の実使用数量が確認できるよう、又は撮影年月日等を黒板に明記し撮影すべきであるにもかかわらず、撮影写真から使用した材料の数量が確認できない、又は施工日を確認できない。</p>	<p>本件については、平成25年4月17日に各事務所・出張所への事前説明会を実施し職員への周知徹底を行い、各事務所等においてチェック体制を強化するよう注意喚起を行った。</p> <p>そのうち①については、受付処理票の作成に加えて、業務履歴システムへ、立会の状況や指示内容・処理完了までの経過を案件ごとに詳細に記載することについて再度、周知を図った。</p> <p>同年5月には本庁職員による内部チェックを実施した。今後も引き続き内部チェックの実施を予定している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
120	下水道局	完了検査を適正に行うべきもの	<p>工事請負代金は、工事が適正に行われた後に支出すべきであり、工事が適正に行われたかの確認は、工事完了検査において行われている。</p> <p>ところで、東部第二・西部第二下水道事務所において、工事完了検査が合格となった管きょ維持補修工事に係る完了届、工事内訳書及び記録写真帳を見たところ、</p> <p>① 管きょ維持補修工事では、公安委員会が指定する31路線において交通誘導員を配置する場合は、有資格者を配置することとしており、また、平日に発生土の処分等を行う場合は、都の施設を利用することとなっている。しかしながら、31路線以外で行った工事であるにもかかわらず、有資格者の交通誘導員の単価を使用している、平日に発生土の処分等を行っているにもかかわらず民間プラントの単価を使用しているなど、工事の施工内容と相違した完了届となっている</p> <p>② 西部第二下水道事務所では、交通誘導員を2日以上配置しているものについて、撮影月日がないものや、不鮮明なため施行日が確認できないものなど、記録写真帳では交通誘導員の延べ人数が確認できない状況となっている</p> <p>にもかかわらず、完了検査合格とし、しかも、①のケースでは請負代金が過大に支出されていることは適正でない。</p>	<p>①の過大となった支出分については受注者から平成25年4月11日に返還を受けた。</p> <p>また、①については、適切な使用単価の確認を十分行うよう、②については完了検査に際し現場確認など確実に行うよう、再発防止のために平成25年4月17日に各事務所・出張所への説明会を実施し、職員への周知徹底を行い、各事務所等においてチェック体制を強化するよう注意喚起を行った。</p> <p>同年5月には本庁職員による内部チェックを実施した。今後も引き続き内部チェックの実施を予定している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
121	下水道局	一般補修工事に係る完了検査を適正に行うべきもの	<p>① 東部第一下水道事務所における江東区新木場一丁目付近人孔補修工事契約（契約日：平成24.6.8）を見ると、本件は、工期が「契約締結の日から30日間」と設定されており（同年7月20日が30日目に相当）、完了検査においては、履行期限日である7月20日に工事が完了したものとされている。</p> <p>しかしながら、本件の契約内容の一部である防食被覆材付着強度試験について、同年7月24日に作業を行っていることが認められた。</p> <p>所は、そうした状況を踏まえ、工期の延長手続などについて検討を行うべきところ、それらを行わず、完了検査において本件が期限内に完了したとしており適切でない。</p> <p>② 工事記録写真撮影要領では、工事の記録写真撮影方法等について、工事件名、撮影場所、撮影年月日、工種名、撮影対象、請負者名等を明記した黒板等を入れて、施工前と施工後の状況を撮影することと定められている。</p> <p>ところで、西部第二下水道事務所における管きょ補修工事及び人孔補修工事に係る工事記録写真を確認したところ、①施工前後の写真が無い、②写真はあるものの施工完了部分が写っていない、③施工が未完のままの写真が提出されているなど、工事がどのように行われたのか確認できない案件が複数見受けられた。このため、工事が適正に実施されているか確認できない状況となっており適正でない。</p>	<p>①については、適切な工期延長の手続を行うよう、また、②については、検査員による写真や現地確認を十分行うよう、平成25年4月17日に各事務所・出張所に対し説明会を実施し、職員への周知徹底を行った。</p> <p>同年5月には本庁職員による内部チェックを実施した。</p> <p>また、検査を所管する経理部においても連絡会議を同年5月8日に開催し、適切な検査の実施に関する再周知し、各事務所等においてチェック体制を強化するよう注意喚起を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
122	教育庁	設備設置工事に係る工事完了手続を適正に行うべきもの	<p>都立学校教育部は、三鷹高等学校ほか10校分を対象として、「デマンドモニター設備設置工事契約」（契約期間：平成24.12.21～平成25.3.15）を締結している。</p> <p>部は、本件契約の内容として、デマンドモニター1台及びエクステンダー（警報器）2台を設置の上、既設のTAIMS用LANに接続し、TAIMS組織端末用パソコンに需要電力が正しく表示されるよう設定することを求めている。</p> <p>ところで、三鷹高等学校において、本件契約の履行状況について見たところ、監査日（平成25.5.13）現在、デマンドモニター及びエクステンダーは、TAIMS用LANに接続されているものの、TAIMS組織端末用パソコンに、需要電力の状況を表示するための設定がなされていなかった。</p> <p>このように、仕様に基づく履行がなされていないにもかかわらず、工事完了手続を行い、工事完了検査を合格させ、支払ったことは、適正でない。</p> <p>総務部は、工事完了検査を適正に行うとともに、都立学校教育部は、設備設置工事に係る工事完了手続を適正に行われたい。</p>	<p>総務部及び都立学校教育部は、三鷹高等学校におけるデマンドモニター設備設置工事について、平成25年5月17日、契約の仕様のとおりにより工事が履行されたことを確認した。</p> <p>また、平成25年度実施のデマンドモニター設備設置工事に当たっては、同年8月6日、両部が打合せを行い、「動作確認報告書」及び学校名が特定できる背景を含めた動作中の写真等工事が確実に履行されたことを示す資料の提出を受託者に義務付けを行い、両部の担当者が確実に工事の完了を確認できるよう見直しを図った。</p> <p>さらに、総務部は、同年9月20日、工事完了手続及び検査の適正な履行の徹底について庁内関係部署に文書により通知した。</p>
123	教育庁	監視カメラの設置及び保守点検に係る事務を適正に行うべきもの	<p>教職員研修センターは、設備管理業務を委託しており、そのうち、監視カメラ保守点検業務については仕様で20台分と定めていた。</p> <p>ところで、監視カメラの稼働状況について見たところ、監査日（平成25.5.9）現在、20台中6台が故障しており、いずれも平成23年度には既に故障していた。</p> <p>センターは、監視カメラについて、20台全てが必要であるとしており、機器が正常に作動するよう、故障した時点で速やかに修繕を行うべきであったにもかかわらず、故障を放置してきたことは、適切でない。</p> <p>また、故障した6台が放置されていた結果、受託者が保守点検を行っていた監視カメラは14台であったにもかかわらず、センターが、故障した6台を含めた20台分の契約を行い、6台分（2年度分合計：10万6,560円）を過大に積算し、支出してきたことは、適正でない。</p>	<p>教職員研修センターは、故障していた6台について、平成25年6月10日、監視カメラ取替工事を完了させ、現在、全20台の監視カメラが正常に作動していることを確認している。</p> <p>センターは、同年7月18日及び19日、職場内研修を実施し、設備保守業務担当者に対して、本件のような事案の再発防止のため、電気・機械・監視制御設備等が故障した場合には、速やかに修繕等必要な措置を講じるよう、周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
124	教育庁	図書類台帳及び教科書等の管理を適正に行うべきもの	<p>都立学校における図書類の管理については、東京都立学校図書類取扱要綱により、図書類台帳（以下「台帳」という。）に登載しなければならない。</p> <p>ところで、八王子盲学校において、図書類の管理状況について見たところ、台帳には、教員が使用する教科書等についても登載し管理しなければならないにもかかわらず、学校は、監査日現在、平成24年度に購入した教科書等（合計195冊分、購入金額：312万6,204円）を台帳に登載していないことは、適正でない。</p>	<p>八王子盲学校は、平成25年8月30日、平成24年度の教科書等に係る図書類台帳の整備を完了させた。</p> <p>文書事務を主管する総務部は、平成25年6月25日に、全都立学校長宛に図書類台帳の整備に関する通知文を發出し、図書類台帳及び教科書等の管理を適正に行うよう周知徹底を図った。</p> <p>さらに、平成25年6月25日開催の学校経営支援センター連絡会、同年7月2日開催の校長連絡会及び同年7月4日開催の経営企画課（室）長連絡会の場を通じて、上記通知文の趣旨を説明し、適切な台帳整備がなされるよう注意喚起を図った。</p>
125	教育庁	都立学校公開講座の受講料・実費等の徴収及び支払手続を適正に行うべきもの	<p>地域教育支援部は、都立学校公開講座の実施方法について、手引を定め、講座を開設する各学校に対する指導を行っている。</p> <p>ところで、神代高等学校及び南大沢学園において、以下のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>① 神代高等学校における受講料の徴収状況について見たところ、学校は、事前に受講者に対して受講料納付書を送付すべきところ、講座初回に現金で徴収し、講座終了後に受講者全員分の受講料を担当職員がまとめて都に納付していた。</p> <p>② 神代高等学校における実費の徴収状況について、講座初回に現金で徴収しており、本来、受講者から事前に徴収すべき教材費や傷害保険の掛金を、担当職員が立て替えて支払っていた。この結果、欠席した1名分については、担当職員が自己負担していた。</p> <p>③ 南大沢学園において、監査日現在、傷害保険の加入者証、受講者に発行した領収証控え及び現金出納簿等の記録が残されておらず、実費等の収支状況が確認できない状態になっていた。</p>	<p>地域教育支援部は、平成25年8月27日開催の学校経営支援センター連絡会、同年9月3日開催の校長連絡会及び同年9月9日開催の経営企画課（室）長連絡会において、本監査の指摘内容や事務処理の留意点について説明し、受講料・実費等の徴収及び支払手続を適切に行うよう周知徹底を図った。</p> <p>これを受けて、地域教育支援部の指導のもと、南大沢学園は平成25年9月24日、神代高等学校は平成25年9月25日に事務担当者会を開催し、今後実施する公開講座において、受講料・実費等の徴収及び支払手続に誤りがないよう、再発防止に向けて周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
126	教育庁	実験・実習用薬品類の保管・管理を適正に行うべきもの	<p>教育庁は、各学校が保有する、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定する毒物又は劇物について、「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」（平成21年3月24日付20教指企第1049号）により、各学校において、薬品台帳にその保管量を適正に記載することとしている。</p> <p>文京盲学校では、実験・実習用として使用するため、理科室に、毒物又は劇物を含む薬品類を保管しているが、監査日（平成25.5.14）現在、薬品台帳を備えているものの、その残量として記入されていた内容は、法が求める具体的な数値の記述ではなく、「未開封」、「たくさん」、「半分くらい」、「少量」などの抽象的な記述にとどまっていることが認められた。</p> <p>学校が、実験・実習用薬品の管理の徹底を求められているにもかかわらず、抽象的な記述で毒物及び劇物の保管量の管理を行っていることは、適正でない。</p> <p>学校は、毒物及び劇物の管理を適正に行われたい。</p>	<p>文京盲学校は、平成25年7月18日、「文京盲学校医薬用外毒物劇物危害防止規定」の見直しを行い、毒物・劇物については、保管量、使用量、在庫量を明確な数値に基づき記載するよう「毒物劇物管理簿」の様式を変更するとともに、毒物・劇物以外の薬品についても、別途「薬品管理簿」を整備することとした。</p> <p>上記規定改正を踏まえ、平成25年7月19日、校長は、全教職員に対し、規定に基づき、薬品使用時には改正された「毒物劇物管理簿」又は新設された「薬品管理簿」に、毒物及び劇物取締法に基づき正確な記載を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>また、都立学校教育部は、特別支援学校長会を平成25年10月1日に開催し、特別支援学校における薬品の管理の徹底を指導した。</p>
127	教育庁	始業灯を適切な場所に移設すべきもの	<p>中央ろう学校は、聴覚に障害のある生徒に6年間の中高一貫教育を提供しているが、始業灯を教室等の天井に設置し、中学部授業開始（緑）、高等部授業開始（黄）、火災発生（赤）及び不審者侵入（青）があった場合には、所定の色を点灯させることにより、生徒に必要な情報を提供している。</p> <p>ところで、個別学習室（8室）に設置された始業灯について見たところ、監査日（平成25.5.13）現在、固定されている生徒用机の後方、生徒の頭上に当たる位置に設置されており、現状のままでは、学習している生徒の視界に入らず、情報が正確に伝わるようにはなっていなかった。</p> <p>個別学習室に設置された始業灯の位置変更は、生徒の安全な学習環境を維持していく上で、必要性・緊急性が高く、営繕事務を所管する都立学校教育部が必要な対応を行っていないことは、適切でない。</p> <p>部は、始業灯を適切な場所に移設されたい。</p>	<p>都立学校教育部は、中央ろう学校に対して、中部学校経営支援センターが始業灯を適切な場所に移設する工事を発注するよう指示を行った。</p> <p>中部学校経営支援センターは工事を発注し、平成25年7月25日、中央ろう学校の各個別学習室に設置されている始業灯を児童・生徒の視野に入る位置に移設した。</p> <p>中部学校経営支援センターは、同年7月30日、始業灯移設工事の履行完了を確認し、同年7月31日、都立学校教育部は、工事箇所を確認の上、工事完了報告書を受理した。</p>